

令和3年第1回大玉村議会定例会会議録

第3日 令和3年3月4日（木曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 斎 藤 信 一  | 2 番 渡 邊 啓 子  | 3 番 菊 地 厚 徳  |
| 4 番 本 多 保 夫  | 5 番 松 本 昇    | 6 番 佐 原 佐百合  |
| 7 番 鈴 木 康 広  | 8 番 武 田 悦 子  | 9 番 佐 原 吉太郎  |
| 10 番 須 藤 軍 蔵 | 11 番 押 山 義 則 | 12 番 菊 地 利 勝 |

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

|                         |                                 |
|-------------------------|---------------------------------|
| 村 長 押 山 利 一             | 副 村 長 武 田 正 男                   |
| 教 育 長 佐 藤 吉 郎           | 総務部長<br>兼総務課長 押 山 正 弘           |
| 住民福祉部長 中 沢 武 志          | 産業建設部長<br>兼農業委員会<br>事務局 菅 野 昭 裕 |
| 教育部長<br>兼生涯学習課長 作 田 純 一 | 政策推進課長 舘 下 憲 一                  |
| 税 務 課 長 菊 地 健           | 健康福祉課長 後 藤 隆                    |
| 再生復興課長 伊 藤 寿 夫          | 産 業 課 長 渡 辺 雅 彦                 |
| 建 設 課 長 杉 原 仁           | 会計管理者<br>兼出納室長 中 沢 みち子          |
| 教育総務課長 橋 本 哲 夫          |                                 |

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 菊地拓也、鈴木真一、藤田良男

一般質問者目次

|    |      |         |        |
|----|------|---------|--------|
| 1. | 11 番 | 押 山 義 則 | P. 50～ |
| 2. | 2 番  | 渡 邊 啓 子 | P. 65～ |
| 3. | 6 番  | 佐 原 佐百合 | P. 74～ |
| 4. | 1 番  | 斎 藤 信 一 | P. 84～ |
| 5. | 10 番 | 須 藤 軍 蔵 | P. 90～ |
| 6. | 8 番  | 武 田 悦 子 | P. 98～ |

## 会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。

ご苦労さまでございます。会議に先立ち、申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は１２名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、住民生活課長、安田春好君から忌引のため欠席する旨の届出がありましたのでご報告申し上げます。

（午前１０時００分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の傍聴に、遠藤勝栄さんほか３３名の方々がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第１、一般質問を行います。

１１番押山義則君より通告がありました「令和３年度重点施策を検証する」ほか１件の質問を許します。１１番。

○１１番（押山義則） おはようございます。

議長の許可をいただきまして、通告に従いまして、一般質問を行います。よろしくお願い申し上げます。

冒頭、昨年来続いております新型コロナウイルス感染症により、世界、国内はもとより、県内でも多数の感染者を数えております。いまだ収束に至りませんが、感染症でお亡くなりになられた方々に、改めてご冥福を祈ります。とともに、感染された方々にお見舞いを申し上げます。一日も早い収束を願うところであります。

また、この１３日に震度６強を観測した福島県沖地震により、被害に遭われた皆様にも重ねてお見舞いを申し上げます。

さて、令和３年度の重点施策を検証すると通告申し上げました。まず、令和３年度を語るにおいて、８月改選の村長選挙に触れずに重点施策を村長に伺うわけにはまいりません。まず、このことについて伺ってまいります。

押山村長、２期目、余すところ５か月を残す任期となりました。２０年担われた浅和村政を引き継がれ、平成２３年の東日本大震災、そして原発事故以来、復興を目指し、長年にわたる除染事業、「日本で最も美しい村」加盟、マチュピチュ村との友好都市協定、それから屋内運動場の設置、そして村人口施策、子育て支援の充実と、しっかり村発展の支柱として、内外に政治手腕を発揮してこられましたこと、誰もが認めるところでございます。特に公設民営化、直売所のアットホームの村づくり株式会

社への移管、また、保育所の公私連系型保育所の実現は、押山村長でなければできなかった施策のように思っております。多大な功績に、一村民として改めて感謝を申し上げます。

しかしながら、先ほども触れましたが、今ここに至って、新型コロナ禍による社会情勢の状況は、改めて東日本大震災以上の大きな影響を、財政上も、また、あらゆる社会環境においてももたらしております。そのような社会状況下での村長選となりますが、改めて、今だから、経験豊かな卓越した政治手腕を持つ押山村政を望む立場として、押山村長の村長選への意欲、覚悟のほどを伺いたく、まず質問申し上げます。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答え申し上げます。

まず、今議員さんが言われたように、平成25年8月24日に村長に就任以来、7年と半強過ぎたわけですが、8月23日で任期が満了するということでございます。

就任して、2期の中で振り返りますと、今いろいろとお話がありましたように、各種施策に取組をさせていただきました。就任直後に、2年と5か月ですか。後に、原発の一番の除染の本格化するところで就任をさせていただいて、そこで、まず初めに取り組んだのが除染事業、これ長年かかりました。来年の3月には収束の宣言をするという予定しておりますが、本当に前村長から引き続いての10年間の原発の被害ということですが、この10年の区切りということはありませんので、これはこれからも続いていくということで、しっかりと対策をしていかなければいけないというふうに感じています。

それから、それについての災害公営住宅59戸の建設とか、それから、一番最初に取り組んだ政策はふるさと納税の5割還元、これ福島県で一番早く取組をさせていただいて、かなり寄附金をいただいて有効に活用させていただいてきました。

それから、直売所の関係、マチュピチュ村との関係、お話をいただきました。

それから、農業関係、機械補助等をさせていただいて、持続可能な農業支援ということ、今も続けておりますが、それに大変利用いただいて、大きな農家から小さな農家まで皆さんが農業経営持続できるように支援をしていきたいというふうに考えております。

それから、幼稚園の3年保育を実施させていただきまして、今年の卒園式で3歳の3年保育の最初の卒園者が出ますので、徐々にその効果が上がってくるだろうというふうに期待しているところでございます。

それから、高齢者関係も、デマンドタクシーを今2台にさせていただきまして、来年度、令和4年度からは生活バス福祉バス等も統合した公共交通システムを構築していきたいというふうに考えています。より、足の確保がしやすい方法を検討してまいりたいと考えております。

それから、保育所、4月に社会福祉協議会のほうに移管になります。これは、会計年度任用職員という言葉がありますが、要するに1年ごとの契約、臨時みたいな形になりますので、この方たちの、四十数名の身分をしっかりとするというところで、社会

福祉協議会のほうに移管をさせていただいて正職員化を図りたいと。そのことによって、保育士を確保して、しっかりと大玉の子どもたちの保育を確保したいというふうに考えています。それに伴って、4月から保育料は全面的に無料というふうにさせていただくことで予算化をお願いをしているところでございます。

それから、一番大変なコロナ対策、国のほうから臨時交付金というお金をいただきまして、それをどう使うかというのは各市町村ごとの考え方ということで、大玉村は大玉村の考えの下に、臨時交付金でコロナ対策をさせていただきました。まだ、不十分なところたくさんあると思いますが、これからも同じような臨時交付金、期待しておりますので、きめ細かく対応していきたいなというふうに考えています。

基本的には、住んでいる方が大玉に住んでよかったと言っている、満足していただけるということ、それが村政の最大の目標だというふうに感じております。その結果として、人が増える、子どもが増えるということであろうというふうに考えて、今までやってまいりました。ただ、そのためには、基盤としての財政の健全化がなければできませんので、財政的にはしっかりと運営をさせていただきましたので、今大玉村の財政は健全に推移しているということをお伝えしておきたいと思います。

村長選についてのことでございますが、先日、後援会から出馬の要請をいただきました。その段階でいろいろと考えさせていただいたのは、これからの大玉村をどうするかということでございます。過去を振り返って、そして、明日を考えると、これから取り組むべきことは、村の活性化のためにどうするかということで、一番大きいのは、やはりスマートインターチェンジを誘致することになると思います。これを誘致することによって、交通の利便性は高まります。それから、当然今どういう手を尽くしても国道4号線の開発ができないですね。農振地域ということで。非常に難しいんですね。これを解決する一つの策として、スマートインターチェンジの導入というのも考えております。時間はかかります。ただ、着実に、これが進めば国道4号沿線の地域の工場とか会社とかの誘致はできるようになるというふうに考えておりますので、村の10年、20年後を考えたときには、これは大変大きなインパクトのある事業だというふうに考えております。3月中には、国・県・村で勉強会を始めますので、可能性は十分にあると。100%あるというふうに考えておりますので、しっかりと進めていきたいと考えております。

それから、コロナ対策は先ほど言いましたように、引き続ききめ細かく進めてまいりたいと考えております。

それから、子育て支援については、やはりお母さん方の相談とか、産後の相談とか、子育てをする上での支援する施設がどうしても必要だということで、前々から考えておりましたが、これを子育て支援センターを併設した大山公民館の新しい施設を合わせて、仮称ですが、大玉村交流センターを大山地区に建設したいと。令和3年から基本的な計画、考え方を決めて、3年か4年で建築、使用ができるように進めてまいりたいというふうに考えていますので、大山公民館の改築も含めてということで進めてまいりたいと。

それから、村の10年、20年後を考えたときに、村のベースをどうするんだと、基本的な基盤をどうするんだというふうに考えたときに、社会福祉協議会のほうに包括支援センターとか保育所を移管することによって、社会福祉協議会の基盤がしっかりできます。何十人も、本当に60人とか70人という規模の社会福祉協議会が出来る上りますので、大玉村の福祉の一部を社会福祉協議会で担っていただくと。

それから、直売所とかアットホームとかいろいろ収益施設が村にあります。それは、お金をいただいてサービスをする施設、収益施設というふうに言っていますが、今直営でやっているところはありません。ほとんど、公設民営です。それは、直営であった場合には限界があると。大変難しい、運営が難しいということがありますので、民間の力で運営するというのが、ほぼ100%です。そのときに、それを運営してくれる会社が村内にはないと。これ、村外にあった場合には財源が全部外に出てしまいますので、村内にとどめるためには、なければ作りましょうということで、村民の皆様にご協力いただいて、1株3万ずつで350株買っていただいて、村が150株。要するに、村民と村で作った会社です。ですから、その辺の一般の会社とはまるで性格が違いますので、役員は全てボランティアでやっていただいているという会社ですので、これは村の、村民の会社だと。その会社が、村がやっている収益施設を順次、公設民営で運営をしていっていただくということで考えております。

しからば、では、農業畜産とかはどうするかということになります。これについては、農業振興公社をできるだけ早く立ち上げたいと。3年、4年前から構想していたものですが、今抱える農業畜産の問題、後継者がいない、耕作放棄地が広がる、新しい農業に取り組むのがなかなか難しい等々いっぱいあります。ですから、大きな法人の農家から小さな、極端に言うと、前庭でやっている、楽しみで生きがいできている農家まで含めて、大・中・小、全ての人たちが大玉の農業に関わっていただければ、大玉の農業を守っていくことができるだろうということですので、それをしっかりとサポートする組織として農業振興公社を立ち上げていきたいと。どういうふうに立ち上げるかということになると、出資を求めるのではなくて、多分、村100%出資の公社になるのではないかというふうに現時点では考えておりますが、そういうことで、農業畜産、そして、林業も含めて農業振興公社がカバーをしていくと。社会福祉関係の社会福祉協議会と、それから、収益施設の村民株式会社、村民による会社と、それから、農業振興公社、この3つの組織がしっかりと村を支えていくと。役場では何やるんだとなると、人でないとできない、マンパワーでないとできないきめ細かな行政を執行していくということで、この3本の柱、これがしっかりとできれば大玉村の10年、20年後はしっかりと基盤ができるというふうに考えておりますので、この残された課題を解決するためにはもう少し時間が欲しいということで、要請もありましたが、ここで3選についての出馬をさせていただきたいというふうに考えております。そして、村民の皆様の支持があれば、また、さらに4年、村長としての責務を務めさせていただければというふうに考えております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。心強い覚悟のほどを伺いまして、安心いたしました。コロナ禍の中、選挙活動もままならない状況ではありますが、3選を目指し奮闘されますよう、村民を代表しエールをお送り申し上げます。

さて、村長の態度表明がなされたところで、改めて令和3年度の施策展開、事業展開に対して何点か質問いたします。今、村長から大体説明を聞いてしまったので、なかなか質問しづらい点もありますが、私なりの質問させていただきます。

農業を守るという観点から、関連する政策、事業展開を検証すると通告いたしました。大玉村の基幹産業と位置づけられる農業の将来に向けての展望を伺ってまいります。第5次総合振興計画、この策定準備中と伺っております。令和3年度から令和12年度に向けての、今後10年間の総合戦略の策定ということで、節目の令和3年度と捉えております。村では、現行総合戦略の期間を1年延長し、計画期間を令和3年から7年とするとの検討結果と村のホームページにありますが、このことは議会には具体的な説明がなかったように感じておりますが、ただ、先日全員協議会で副村長より第5次の進捗状況の説明ではちょっと触れていたようでございますが。また、令和2年度までに新たに推進する重点施策や、国・県の地方創生関係交付金の対象となる事業などについては、必要に応じて追加などを検討すると、やっぱりホームページで語られております。

そして、村長からは様々な機会を通して今言われたようなスマートインターの誘致や大山公民館の老朽化による住民交流施設及び子育て支援センターに併設、また、新たな宅造誘致や子育て支援などと発表されておられます。あれに併せて、特に農業振興においては農業振興公社の設立や多面的支払制度による土地改良事業への支援など伺っている状況であります。これらの様々な事業内容について第4次総合振興計画との整合性といえますか、今進んでいることと、それから、第5次総合振興計画における位置づけについて検証すべき立場なのかなと考えております。

特に、農業政策に特化しますと、第4次総合振興計画での農業に関する施策の総括としては、私としては農業振興センター、いわゆる直売所の機能拡充とか、また、農業法人への支援、また、持続的な営農への支援、また、単独の緊急的な、先ほど村長から話ございました農家支援といった農業機械購入補助や園芸ハウスの建設補助など、実にタイムリーな施策展開であったなと私は評価申し上げるところであります。改めて、村長の言っておられるもろもろの計画の第4次総合振興計画との整合性、そして、第5次総合振興計画における産業としての農業の位置づけ、それから、農業の将来像、そして、5年後、10年後の農業のあるべき姿、村長の、村が理想とする、考えておられる将来計画、それから、現行総合戦略の延長のことと併せてお聞かせ願いたいんですが。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんに再度お答えを申し上げます。

振興計画につきましては、説明をしたのは、県のほうが1年遅らせるというお話を

聞いております。県は9年間の計画でやると、令和4年度から。大玉村の場合には、ぎりぎり3月で完成させようという努力はしましたが、やはり村民の皆さんの意見をもっと聞こうということで、3か月遅らせることにしましたので、6月の議会には成案を提示できるのではないかとというふうに考えていますので、3か月間だけのずれです。その間については第4次総合振興計画と第5次振興計画で今現在作っているものの、調整をしながら進めていくと。3か月間は準備期間、役場の場合はなりますので、振興計画には損はないだろうというふうに考えております。最大で3か月遅れということで、県のほうは最初は半年遅れで言っていましたが、やはり慎重にということで1年遅らせましたが、町のほうは、県の計画はある程度参考にして作ってきたという経過はありますけれども、1年遅らせるということはやはりちょっと遅すぎるということで、最長3か月でやっていきたいと考えています。

農業についての、これ1番、2番、3番別々でなくていいですか。担当が準備しているんで。最終的なトータルとして考える農業は、大玉村はどういう事態になっても、やはり長年の歴史と村土を守るという観点から言っても、農業は大玉にとっては、主産業だというふうに考えております。ですから、これからも、農地を守る、農業を守るということについては、最重要課題ということで取り組んでまいりたいというふうに考えています。ですから、補助等についても大変しっかりとさせていただいているというのは、今の機械が壊れたらもう百姓やめるんだという話が大分聞こえてきました、前に。就任当時から。それを、少しでも持続可能にするために一人一人に補助した場合には財産形成の補助になってしまいますので問題になるので、2人以上で共同購入ということをしてさせていただいたのが、就任後最初の事業だったわけですが、最終的に農業を10年も20年後もしっかり守っていくためには、今どういう問題があるかと、先ほど言ったようにしっかりと洗い出しをして、それに行政も対応する、振興公社ができれば振興公社も対応するという、株式会社が対応するものも直売所等であろうと思いますが、総合力で農業を守っていくというようなことで進めていきたいというふうに考えます。

では、1番から、再質問しますか。いいですか。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 丁寧にご説明ありがとうございました。

結論から言いますと、第4次総合振興計画で行われてきた様々な施策と合わせて第5次総合振興計画の中で立てたものを実行していくと、そういうふうに理解いたしました。よろしくお願いします。

私もこれまで何度か一般質問で取り上げてまいりましたが、農業振興公社の設立、これによる大玉村の農業の将来性、これは大きな期待を申し上げて、思っております。農業はとかく後継者不足とか耕作放棄地の増加、それから、米余りと不安な状況ばかりが先歩きしております。国の施策も何とも私から感じると泥縄式といいますか、そんな施策展開が目立ちまして、これといった起死回生策は見つからない状況にあるんじゃないかと思えます。大玉村が打ち出そうとしている農業振興公社による施策展開、

これも従来国が勧める方式に頼った運営では結論は見えているんでないかなと私は感じております。

そこで、私が期待するのは、大玉村ならではの振興公社の運営、大玉村ならではの小さな村だから可能な、小さな村のメリット生かした先ほど申し上げた不安状況などを逆手に取ったそういう農業環境づくり、大玉村農業振興公社に託したい思いであります。農業振興公社、令和3年の後半にはスタートする、設立予定と伺っております。まず、現在の設立に向けた計画進捗状況を担当に伺ってまいります。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

農業振興公社設立に向けて、現在設立検討委員会におきまして協議・検討を進めているところでございます。委員の皆さんへのアンケートを実施いたしました。その中で、公社の事業としてどのようなものが、今、村にとって必要かというふうなことをお聞きしましたところ、担い手農家への集積集約の業務、それから、担い手、新規就農者の育成支援、水稻苗への生産販売、農作業の受委託と仲介と、こういったものが必要なのではないかというふうな回答が多く寄せられたところでございます。このほかに、耕作放棄地の利活用、あるいは、草刈りが非常に過重になっているというふうな声も挙げられたところでございます。

委員会といたしましては、これらを軸としながら、農業、また、その中でも畜産業、あるいは林業等農林業全般について、幅広く検討してまいりたいというふうに考えてございます。

振興公社の性格として、先ほど村長からありましたように、現在の村の農林業の課題をどう解決していくのか、あるいは担い手農家とされる大規模な農家、さらには小規模な農家、そういった農家が共に維持発展していくにはどうしたらよいのか、また、それらが大玉の農業としてどう将来を展望していくのか、これらについて十分に検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 農業振興公社、私もいろんな全国の成功例とかそういうものからいろいろ勉強してまいりました。私自身は、実は国家戦略特区を活用した兵庫県養父市のまち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生総合戦略、この事業に大きな興味を持っておりました。ご存じとは思いますが、規制改革による農業生産法人の要件緩和、それから、企業による農地取得の特例化とか、農業経営参加など、地域に合った特化した農業、施策転換による農業振興策であります。大玉村でもぜひこのような形で取り組んでほしいと思っております。

また、福島県でも、先月に福島農業企業参入懇談会を開かれたところであります。ご存じだったでしょうか。私はぜひ大玉村も参加してほしいと考えたのでありますが、大玉村は参加していなかったようで、高倉であったものだから行ってくれるのかなと

思っていましたが、残念でありました。

12月の一般質問でも企業参入、農福連携の方向性、可能性を伺いました。今、大玉村が抱えている様々な問題、先ほども申し上げましたが、農業後継者とか耕作放棄地の解消、それから、建設業界をはじめとした商工業の発展、それから、村づくり株式会社に託したアットホームの運営とか、直売所も含めまして食堂の運営とか、横堀平地区の村有地の活用、それから、社協との連携、これ農福連携ということでそれから、JAとの連携など、村の抱える諸問題とか、全て解決とはいかないんでありますが、これらの道しるべとなるような農業振興公社の設立であってほしいと考えております。

具体的には、欲張りではありますが、それぞれの事業の特性、利便性を生かせる企業集合体と申しますか、そういうものの実現を公社設立に望むものであります。

昨日のテレビの番組で、本宮市の農業法人が大玉村の農業法人と業務提携して米作に特化した事業展開に挑むと語られておりました。大変心強く、うれしく思いました。それぞれ、皆さん動いていらっしゃるんだなと感じたところであります。そういう意味で、私は公社の設立は時間は多少かけても、慎重な、そして、多様な、これならばという、大玉ならではの公社の実現を目指してほしいと考えております。改めて、その辺を含めまして、村長できれば、改めて伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんに再度お答えを申し上げます。

今言われた農福連携とか、大玉の気候風土とか、作業とか、構造等にあった公社の在り方とか、ということはやはりそのとおりだと思って考えております。跡地利用についても、今、庁内でプロジェクトをやっておりますが、方向性としては農福連携という、福祉関係、障がい者雇用の方をつくりながら、農業振興を進めていくと。それもSDGsの考え方で、官だけではなくて民間企業にも参入をいただいて、それから、あと、例えば再生可能エネルギーを利用するようになればとか、あと、いろんな指導として福島大学の食農学類とか、日大工学部とかという学ですね。そういうところにも入っていただく。官・民、それから、学。それから、民のほうは企業に入って、先ほど言ったように、企業に出口、入り口を出していただく。それに金加わると。金融機関ですね。そのタイアップをしながらやっていくということで、多様な方たちに入っていただいて、できれば大玉発の特区みたいな、ほかにはないような特色のある利用、再生可能エネルギーは環境関係も入ってきますので、子どもたちの学習にもなりますから、本当に多方面にわたるような形でのを活用ができないかどうかということで、今職員が手法とか内容について検討していますので、それも農業振興公社の、全て庁内で完結するのは難しいですから、やはり専門、専属機関が当たるのが一番いいのかなというふうに考えていますので、そういう多様性のあるものも含めて、取り組んでいただきたいなと、取り組んでいきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○ 1 1 番（押山義則） ありがとうございます。ぜひ、大玉村戦略特区の実現、それを目指して、振興公社の実現を目指していただきたいと思います。

次の質問に入ります。

次に、多面的支払制度の支援について伺います。昨日、産業課の村おこし係から多面的機能支払交付金についてのあらましとか、活動組織の必要性を知らせる広報がなされたところであります。公社の設立と合わせて、ぜひとも充実してほしい施策と捉えております。村内全域、活動組織の広域化を求めたいと考えております。しっかりした体制づくりを重ねてお願いしたいのでありますが、改めて伺いますが、制度充実のための土地改良区の支援について伺います。まず、考えておられる支援体制のあらましについて説明願います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 1 1 番議員さんにお答えをいたします。

多面的支払交付金制度の広域化における土地改良区への支援というお尋ねでございますが、土地改良区におきましては多面的の広域化においては、村が進めるこの広域化の実際の組織運営を担っていただきたいという考えを持ってございます。それにつきましては、多面的機能の事務全般を担いまして、各取組組織の活動経費あるいは交付金の支払業務、実施報告等の事務を行っていただきたいということで、今までそれぞれの活動組織がそれぞれに行っていた申請実績報告等を一本にして、村と一本で行うことができるというふうな体制の構築を目指してございます。

これにつきまして、今年度から準備を進めているところでありまして、土地改良区におきましては、正規職員の 1 名増を図ったところでございます。それに対して、増員した職員の人件費につきましては、村からの支援を強化しておりまして、今後広域化による交付金、これを充当しながら土地改良区の事務体制の支援を充実してまいりたいというふうな考えでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 1 1 番。

○ 1 1 番（押山義則） 改良区に実務を担っていただくと、そういうふうに伺いました。

この施策の充実による成果は、大変大きなものがあると私は考えております。環境整備はもとより、地域コミュニティー、それから、このチラシの表題にあります「世代をつなぎ、にぎわいのある農村をみんなで守り育てよう」それに向けて、支援体制のさらなる支援、もっとさらなる支援を重ねても制度のメリット、十分活用されるよう進言するものであります。その辺の考えはあるかどうか、重ねてこれ村長にちょっと伺っておきます。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 1 1 番議員さんに再度お答えいたします。

これ、土地改良法の法律が変わりまして、幹線水路以外については受益者負担でやりなさいというようなことで、しからば農地の持ち主が水路管理できるのかというよ

うな、私から言うとむちゃな、現実と合わないような法律改正がされてしまいました。ただ、法律が改正されたからにはそれに対応せざるを得ないとなりますと、従来から土地改良が管理していた小規模排水用水の管理について、村も7割助成をやっておりましたが、これについて、今度は改めて支払機能で国・県からお金をいただいて、それである程度賄うという方向で検討しようということで土地改良と話し合いをしてきました。現実的に、やはり今やっている方法を発展させるのが妥当だろうということでしたので、職員を派遣し、これは1人で今現在いるわけですが、今度事務費も入りますから、事務費入れば、職員体制を2名にできるかもしれませんし、あと土地改良区の理事長等との話をしているのは、村としては全面的に同じ土俵で協力してやっていきますということをお話をさせていただいていますので、これ土地改良区一本で全部自分たちでやってくださいというのは無理がありますので。ただ、これがうまくいくかどうかは、大玉村の地域力が問われるところだというふうにも考えていますので、一斉にというのは難しいかもしれませんが、できるだけ短時間で目的を達成できればいいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。ぜひ、さらなる支援求めておきたいと思います。

私は、農業を守るという観点からすれば、この施策の充実が、段階的には公社の設立よりも先に必要なものと捉えております。これまでも、農業施策の先進地といえますか、それと同じ東北の秋田県や山形県の視察研修をしまいましたが、どの成功例を見ても、多面的に地域が一丸となって取り組む農業環境の充実にあります。どこで行っても、結論的にはそこに至っております。このチラシの額面どおり、「村一丸となって農業環境を守り醸成していく」、そのことに尽きると考えております。

担当に覚悟をちょっと伺っておきたいんですが、これはうまくいく方法、とことん研究してほしいと思っているのであります。その辺も含めまして、覚悟のほど伺っておきます。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えいたします。

広域化につきましては、今年度準備を進めてまいりまして、来年度から、準備の整ったところから実施をしていければというふうに、組織づくりを進めていくというふうなことで考えてございます。昨年11月に各行政区長さんに説明会を開かせていただきまして、現在は組織づくりのために各行政区長さん、あるいは行政区組に、個別の説明等を行っているところでございます。残念ながら、このコロナ禍の中で多くの人にお話を聞いていただきたいというふうなところもあるんですが、それらを避けながら何とか組織づくり、今ほど11番議員さん申されたように、この大玉の地域力がやはり問われるものではないかということで、それぞれの地域における丁寧な説明、それから、組織立て、これを村と土地改良区、足並みをそろえて進めていきたいとい

うふうに考えてございます。

私から申し上げるまでもなく、広域化によりまして、広域化交付金による水路の補修、あるいは修繕等が可能になる。あるいは、人手の少ない組織へ別な地区から作業を行うことができる。それについてもきちんと対価が支払われるというふうな体制をつくっていくことによって、大玉村の農地あるいは施設、そういったものをどう持続可能なものにしていくのか、これが真価が問われるというふうな部分であると思いますので、担当といたしましても十分に力を注ぎながら取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。失礼な質問だと思ったのでありますが、担当のやる気がまずこういうものは一番大事だなと思っています。私も担当のやる気と言いますと、村でやっております元気づくり仕事か何か、担当のやる気少し協賛して協力してみました。担当のやる気があると、村民の反応って違うんですね。やっぱりそれが一番このところを感じておりますので、担当のやる気、ぜひ引き出して、それぞれ頑張っていただきたいと思います。

次に、子育て支援について伺ってまいります。

まず、保育所、4月には社協への移管となります。保育所園庭増設と駐車場の整備がなされると伺っております。必要性は理解しておりますが、改めて事業概要について端的に伺いたいんであります。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 11番議員さんにお答えいたします。

保育所に現在設置されている保護者が送迎時に利用している園庭の南側にあります駐車場は、駐車台数がかなり少なく限られており、朝晩の送迎に支障を来すという現状でございます。このたび、混雑の解消を図るということを目的に、保育所西側の畑等を借用し、それから、購入も図り、駐車スペースを整備してまいりたい。また、園庭についても同様でございます。園庭ではございません。保育所なので所庭という言い方をさせていただきますが、これにつきましては、新型コロナ感染予防のため、屋外活動を増加させたいという、それに対応するために駐車場整備と合わせて庭の拡張をするものでございます。駐車場整備工事については年度内の完成を現在考えております。広さにつきましては、駐車場、それから、所庭、合わせて約2,370平米の面積で現在、今後、予算、現在計上上程中でございますので、予算成立後はさらに詳細を詰めて設計等をしていくというふうな考えでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 分かりました。整備仕様の財源について伺っておきたいんですが、保育事業の展開については、公設民営化することでの運営の財政的処理の有利性をこれまでも伺ってまいりましたが、この際にそれぞれの事業計画の中でどのよ

うに反映されておられるのか、言い換えれば反映される工夫はないのかということ、その辺も含めまして整備仕様の財源について伺っておきます。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番さんに再度お答えをいたします。

保育所の右側の畑を1面購入する予定であります。西側ですね。これ、地主の方と内諾は得ておりますが、これについては所庭ではありますが、芝生化をする予定でありますので、できれば土曜、日曜とか何かには遊び場としても使用できるのではないかとということで、管理については所庭ではありますが一部ミニ公園ということも含めて、村のほうで管理をしたいというふうに考えております。そして、これについては補助制度がありませんので、公園等について。あと、緊急性があるので補助を探しているとまた、2、3年かかってしまいますので、村の一般財源で建設をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 理解いたしました。次の質問入ります。

保育所の第1子保育料半額免除について伺います。これまで、第2子以降は無償、さらに、住民税非課税世帯は無償というふうに伺っていましたが、第1子保育料半額免除への支援理由と、併せてこれも財源についてお聞かせてください。さらには、これ、恒久的な施策なのか、今後の方向性についても伺ってまいります。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんに再度お答えいたします。

保育所については、第1子のみ有料ということで減免がありませんでした。ただ、お子さんが1人しかいないという家庭は結構あるんですね。2人目以降無料化したということは、できるだけ多くのお子さんを持っていただきたいという理由もありました。負担を軽減するというので、第2子以降無料化をしましたが、やはり第1子、1人しかいない方、しかも複数いても第1子負担をするということはなかなか大変だということもありますので、村としては第1子を4月から半額助成をする予定でございました。そして、できれば翌年度、もしくは翌々年度から無償化を考えておりましたが、地方創生臨時交付金、今回のコロナ対策の交付金を充てることができるということが分かりましたので、それは国からいただけるお金ですので、一般財源を使いませんから、まず、では前倒しで今年から無償化をしようということで、無償化をさせていただいたといずれ、1年、2年後には無償化を考えておりましたので、これについては臨時交付金が来なくても、一般財源で無償化は継続すると。その財源はどうするのかというのは、社会福祉協議会に移管したことによって増額されるだろうこの補助金等をそこに活用したいというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） いいことづくめの答弁でありましたが、タイムリーなんでしょう

ね。ありがとうございました。

次に、小中学生の給食費保護者負担補助について、改めて制度の必要理由、それから財源についても、そのことについても、重ねて今後の給食制度の在り方について、いろいろ、いろんな形で幼稚園が含まれていないことや、その辺が村民への説明が必要と考えております。その辺も含めまして伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えをいたします。

小学校の給食費については、昨年2割ということでお話をして始まったんですが、4月から始まりました。ところが、コロナの関係で臨時交付金が先ほどと同じように、所得の関係で、所得収入が減ってきている傾向があるということで、給食費にもそれを充てることができるということになりましたので、この段階では1割増やして、3割減免で令和2年度はやらせていただきました。令和3年度につきましては、これも臨時交付金を充てることができるということです。2割足して5割をやると。ですから、当初一般財源で予定したものは臨時交付金を充てることができないという縛りがありますので、当初2割は村の政策でしたので、残り3割について臨時交付金を充てるということで5割でありました。これは、2割にした段階で、議会でもお話ししましたように、段階的に無償化を図るというお話をさせていただきましたので、取りあえず令和3年から5割と。その後は、財源を見ながら段階的に無償化を進めていきたいと。ただ、無理をして財源不足になっても困りますので、その辺についてはしっかりと財政状況を見極めながら、無償化に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

給食の問題については、教育委員会のほうで答弁させていただきます。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えいたします。

給食については通告がなかったのが担当のほうで答弁できないんだと思いますが、お話ですので給食費の話の絡みということでお話をさせていただきますが、小中学生の給食については減免をするということですが、幼稚園については給食センターのキャパがないということで、白沢地区の小中学校でもご飯しか提供できないと、おかずが提供できないと。ですから、規模拡大は莫大なお金がかかると、あと、敷地の問題等がありまして、給食センターを拡大することはできないということで、本宮でも幼稚園から給食のお話は十分出ておりますが、対応できないでいるというのが現状です。後で多分質問があったよね。どこかでね。これ答えてしまうと全部答えてしまいますので、こういうことの現状だけお話をしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 失礼いたしました。質問の中でそういう段階で原稿を作りましたんで。とにかく、いずれにしても保育料の免除、それから給食費についてもタイムリーな施策展開、感謝申し上げます。これからも、ぜひそのようなタイミングで施策展開していただきたいと思います。

次の国内外交流について伺ってまいります。マチュピチュ村との今後は、また、野内与吉顕彰会の事業展開ということで質問申し上げます。

マチュピチュ村との交流は本村の情報発信効果は絶大であったと理解いたしております。そのつながりでペルー共和国との、本年中にはオリパラのホストタウンとしての役割も担っておるわけでございますが、まあこれを機会にペルー共和国とのそういう機会にマチュピチュ村との実情理解といいますか、それらを深めまして交流の推進は当然と考えているんでありますが、どのような計画、推進状況にあるのか伺ってまいります。また、振興計画の中でも野内与吉氏の顕彰について触れておられますが、どのような考えでおられるのか併せて伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

まず、マチュピチュ村関係でございますけれども、マチュピチュ村の政権交代によりまして、村長が代わりました。これによりまして、マチュピチュ村から交流の一時停止の申出がございましたので、現在におきましては交流を中断している状況でございます。しかしながら、東京オリンピック・パラリンピック大会におきまして、交流事業を計画しておりますので、不確定な状況ではございますけれども、今後はペルー共和国及び日本の新型コロナウイルス感染拡大を十分注視しながら、交流事業による村民への感染が出ないよう、万全の感染予防対策を図りまして、交流事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、野内与吉氏の顕彰関係でございますけれども、これにつきましては、令和3年2月19日に第3回の役員会を開催しまして、次年度に向けた事業展開、計画等の案を作成する予定でございます。その後、令和3年3月26日に総会を開催する予定となっております。これらの予算につきましては、ふるさとホールへの展示業務の円滑化を図るという趣旨で、生涯学習課の予算のほうに計上させていただいております。今後は野内与吉氏の功績を多くの村民の方々にご覧いただきますよう、事業展開に努めてまいりたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さん、若干補足をさせていただきます。

マチュピチュ村からの求めで一時中止ということでもちょっと補足をさせていただきますが、ペルーというか、ペルーなんだろうが、村長が代わると、その村長によって政策は完全に変わるんだそうです。ゼロになるか百になるかはその村長の考え次第だということで、日本の場合は自治体対自治体が結びますので、友好都市は。これは、長が代わっても、温度差はありますけれども、なくなることはないんですけれども、マチュピチュというかペルーの場合には、首長の判断だと。考えてみると、今まで来た書簡とか、絵を頂いても何しても全部その当時の村長の名前が入っているんですね。ですから、村長が代わるとどうなるか分からないと。村長のほうからお会いして、今後の交流内容を話合いしましょうねという返事をいただいているんです。お会いしな

いうちは、要するに中断ですね。保留です。ですから、今保留状態です。2020年、去年の5月か6月にペルーのオリンピック委員会の委員長さんたちが来ることになっていました。そのときに、5月か6月に一緒にマチュピチュの村長さんも来ることになっていたんですが、オリンピックが中止になってしましまして来られなくなったということで、話合いができない状況。今年についても、やはりコロナの関係で事前に来ていただくことは困難だということで、ペルーのオリンピック関係者も事前にはお呼びしないということなので、マチュピチュの村長にも来ていただくことができないので、そのまま中断と、保留という形になっております。これについては、大玉にとっては大きな財産でインパクトがあります。日本全国にこれはPRできる大きな武器ですので、これを手放す手はないので、何らかの方法で連携をしながら早期に再開をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

マチュピチュ村との交流は本村にとっては今村長おっしゃられたとおり、宣伝効果としても大変有意義と考えております。それから、野内与吉顕彰資料館、これふるさとホール事業として予算計上されておられますが、私は今大玉村、これマチュピチュといろいろやっておられますが、これまでも本当はふるさとホールあたりにはこの交流が実現になったときに、マチュピチュ遺跡の紹介とか、そういうものをすべきだったんだろうと思っております。マチュピチュとの交流という、村に看板が上がっているがふるさとホールにはない。それはやっぱり、昨年あたり資料館とか何か、改善センターを利用した展開をしてきた、それなりの努力は認めるんでありますが、あれ、最初、段階というか順序というのがあると思うんです。やっぱり、マチュピチュすることするならマチュピチュの遺跡の全体とか、鳥瞰図とか、何かをふるさとホールにきちんと飾るとか、そういうもののほうが野内与吉顕彰会ですか、そういうものの展示の資料を展示といいますと、それが先かなと思っております。そういうものをやっぱりそれなりにマチュピチュについては日本の大学とか何かもしっかり研究しておられますので、そういう資料などを集めまして、そういう展示を私は願うところであります。その辺を心して取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

追加質問、一つ設けておりました。村長の施政方針で、村民の憩いの場としての親水公園の設置に向けての検討を始めるとの説明がございました。昨年、議会主催で開催された「村民の声を聴く会」の中でも、公園の必要性は多数訴えられました。この計画の親水公園、どのような内容で考えておられるのか、できれば具体的な計画概要を伺いたいんですが。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

振興計画の村民アンケートにおきましても、公園や観光についての要望が多く寄せられてございます。また、都市計画マスタープラン策定に向けた村民会議におきましても、子どもも大人も家族で楽しめる遊び場、あるいは自然資源を有効活用したレクリエーションというふうなものへの提案が多く寄せられました。村民が豊かな自然を身近に感じられる公園、あるいはオープンスペースの確保、こういったものは暮らしやすさの向上の面から、村として検討すべき大きな課題であるというふうに認識をしておりますので、令和3年度から場所、それから整備の内容に含めて親水公園の具体化に向けた検討を進めてまいりたいというふうに現時点では考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 私ども、馬場桜関連のさくら公園の管理に携わっております。ぜひ、親水公園ということであれば活用願いたいと思うところでありますが、水に親しむ、親水ですから。従来の治水とか利水機能に重ねて、景観とかエコロジー、レクリエーションなど、心理的機能と併せ持った親水機能といいますか、そういうものを生かせる公園造り、村民の期待に応えられるような親水公園の実現を望みます。

以上で終わりますが、令和3年度、コロナ禍の中、まだまだ不透明な社会状況が予想されます。村民の生活、感染症防止対策による閉塞感でまともな精神状態とは言えないと思っております。一筋の期待はワクチンの早期接種で安心感を求めるところでありますが、これもまた、明確な情報はありません。不透明さが長引くのではと危惧しております。村長はじめ、職員の皆さん、自らの健康に留意されまして、手ごわい新型コロナから村民を守るという意識の中で、令和3年度に挑戦されますことを願ひまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、11番押山義則君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時20分といたします。

（午前11時03分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前11時20分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 2番渡邊啓子君より通告がありました「コロナ禍の対応と今後の対策は」ほか1件の質問を許します。2番。

○2番（渡邊啓子） 2番渡邊啓子です。議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります2件について、これより一般質問を行います。

初めに、コロナ禍の対応と今後の対策について伺います。

新型コロナウイルス感染症の発生から1年余りが過ぎました。振り返ってみますと、当初はマスクや手指消毒液が品薄でなかなか手に入らないという状況がありました。感染予防対策もよく分からない中で、未知のウイルスに不安だけが大きくなっていったことが思い出されます。

本村では幸いにも大きな感染拡大もなく、新しい生活様式も定着し、感染防止対策を取りながら少しずつ様々な活動ができるようになってまいりました。これも、村の感染防止対策や、村民一人一人が気をつけて生活しているからだと思います。

行政報告などではその都度伺っておりますが、ここで一度検証する意味で、大玉村ではこれまで新型コロナウイルスの感染拡大防止対策や地域経済、住民生活を支援するために、どのような取組をしてきたのか、また、それらに費やした金額はどのくらいあり、その財源の内容も併せて伺います。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（館下憲一） 2番議員さんにお答えいたします。数値的なものなので私のほうからお答えしたいと思います。

今回のコロナ関係の対応でございますが、地域経済や住民へ支援につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、現在53の事業に取り組んでございます。金額につきましては現在実施中ではありますが、現時点での内容を申し上げたいと思います。

それから、財源につきましてはの内訳を申し上げますが、原則国からの10分の10という認識でございます。ただし、交付決定額が決まっておりますので、それを上回る事業を実施した場合は、上回った分については村のほうの負担が発生するということでご理解いただきたいと思います。

それで、事業費につきましては、現在約3億1,500万円、国の交付金が2億9,900万円、一般財源につきましては1,600万円となっております。これが先ほど申しました事業取組による10分の10ですが、それより多い事業を実施してございますので、オーバーした分が一般財源の負担となっております。

53のうちの主立ったものの事業を申し上げます。

まず、全村民にマスク等購入のための助成4,800万円。次に密状態を解消するために、デマンドタクシー及びスクールバスの増車、これが2,500万円。次に、中・小企業等業者の経営持続支援利子補給資金繰り支援、時短営業などの協力に対する支援ということで4,300万円。次に避難所感染対策としまして2,300万円。次に飲食店応援前払い利用券1,300万円。次に、小中学生にお渡しするタブレット、GIGAスクールということで一般的に言われています、GIGAスクールに5,400万円。それから畜産果樹農家支援等に対しまして500万円。次に新生児特別定額給付金としまして800万円。空き店舗サロン改修事業につきましては800万円。今までおおよその金額で言っていますので、細かい金額については若干変動はあります。最後に高齢者の買物支援としまして、移動販売支援事業としまして400万円ということで、今現在取り組んでございます。

失礼しました。畜産果樹関係の農家への支援につきまして、私500万円と申し上げましたが、800万円でございますので、訂正をお願いします。失礼しました。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 本当にこの新型コロナウイルス感染症の影響は多岐にわたっております。今伺ったように、大変細やかな対応がなされ、驚くようなお金が費やされていることが分かりました。

その中で1点確認なのですが、高齢者の買物支援として移動販売車400万円、この400万円はどのような内訳に使われたものなのかお伺いします。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（渡辺雅彦） 2番議員さんにお答えいたします。

移動販売車の400万円ですけれども、こちら軽自動車の購入と、あとそれにかかる改造費ですね。そちらの費用になります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） そうしますと、前に800万で計上されていたその中の400万がこちらということでしょうか。ありがとうございます。関連業務も増加していると思いますが、村民の命と暮らしを守るために今後ともよろしくお願いいたします。

次に、今後のコロナ対応の見通しについてお尋ねいたします。現在、村民の一番の関心事はワクチン接種が自分はいつ頃になるのかということではないでしょうか。ワクチン普及のため、世界中では様々な工夫がなされています。例えば、感染者数の多いイギリスでは、法改正により薬剤師にもワクチン投与の資格が与えられ、194か所の薬局でもワクチン接種が可能になっております。また、アメリカの一部の州では医大生もワクチン接種現場に動員され、医療従事者はコロナ患者の治療に専念できるようにしています。先日の行政報告で、新型コロナウイルスワクチン接種については、二本松市、本宮市と共同で安達医師会と協議を進めており、村民がスムーズにワクチン接種ができるよう体制準備を進めてまいります、と聞いております。福島県内では、今日から医療従事者向けのワクチン接種が始まりますが、供給量は十分なものではありません。自治体へのワクチン配布も不透明な状況ではございますが、本村のワクチン接種の体制づくりはどのようなになっているのか、いつ頃を目標としてどのような形で予定しているのかなど、個別接種か集団接種も考えているのか、現時点で分かる範囲で結構ですのでお答えをお願いします。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 2番議員さんにお答えいたします。

ワクチン接種につきましては、国が示す優先順位でワクチン接種を行うことになっております。現在の計画は、ご指摘のとおり、医療従事者の接種が開始されておりますが、市町村において、これは医療従事者については県が主導となって進めております。それ以外の接種につきましては、市町村が主体となってやっていますが、医療従事者のその後ということでございます。その後につきましては、まず、65歳以上の高齢者ですが、これは4月12日以降に接種が開始予定となっており、65歳以上の高齢者が一通り終わった時点で、次の16歳から64歳までの方々を対象にワクチ

ン接種を行っていくと、現在、国の当初の説明でございますが、この開始時期、大変、最近でも報道等でずれておりまして、4月下旬になるのかなという見込みでもございます。

なお、接種目標及び体制でございますが、ご質問にありましたように、二本松市、本宮市、要は安達管内一体となった体制をつくっております。安達医師会メインの主体、接種主体、接種していただける安達医師会と協議を重ねてございます。現在は詳細がまだ決定ではございません。なので、個別接種か集団接種かにつきましても協議中でございます。ただ、村としての考えとしては、両にらみ、いわゆるハイブリッド型と言われておりますが、両方接種を希望したいところがありますが、何分にも医師会のほうの考えが大きく左右されますので、これも先ほど申し上げましたように、協議を詰めていくということでの現状とお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 医師会の方針次第ということですが、65歳以上の高齢者は自治体に任されているということで、医師会次第ではございますが、大玉村としては65歳以上との中で、年齢の高い順から受けるようにするのかとか、地区ごとなのかとか、接種済みの方とワクチン不足で打てない方との格差を生む可能性など、課題は山積みですが、まだ収束が見えない中であって、村としてコロナ対策の今後の方針をお聞かせ願います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 2番議員さんにお答えいたします。

65歳以上につきましては、それをさらに細分化するという案を持っているところもございますが、村として現時点、安達管内としては現時点では65歳以上、今のところ、大きなくりとしての接種と考えてございます。これらに対する接種、今後半年以上、下手すると年内いっぱいぐらいにまでずれ込むかどうかというところもございますので、まずはコロナワクチンの接種を進めるということが、来年度の一番の課題かなと思ってございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 国を挙げてのワクチン接種は前代未聞の事業であります。村でも体制づくりや準備など大変だとは思いますが、ワクチン接種がスムーズに進み、安心して生活できる日が一日も早く来ることを祈ります。

次の質問に移ります。空き家対策と定住促進について伺います。近年、全国で放置空き家等が問題視されており、国では平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法を公布し、平成27年に全面施行されました。本村においては、令和2年度に大玉村空家等対策計画が策定されました。本村の空き家対策の取組状況を確認し、危険な空き家の対応及び利活用の促進について質問させていただきます。

初めに、本村の空き家の実態はどうか、また、そのうち管理不全による老朽化

した危険な特定空き家等と認められるものはあるのでしょうか。特定空き家等の基準は、そのまま放置すれば倒壊のおそれや衛生上有害となるおそれのあるもの、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態にあるもの、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあるものとなっております。本村の空き家の実態と、特定空き家等と認められるものはあるのかどうかについて伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 2 番議員さんにお答えをいたします。

まず、村内の空き家の状況でございますけれども、村内各所に今現在、空き家は多数あることは認識をしております。そのうち、特定空き家と言われるものにつきましては、今現在現時点におけるこういった特定空き家はないというふうに認識はしております。

ただ、適正に管理されていない物件も多く見受けられる状況でございます。これにつきましては、最も大切なことでございますけれども、第一義的には所有者の責務でございます。村はそれに対しまして、適正に管理するようお願いするものでございまして、特定空き家に認定する場合につきましては、所有者の了解の下、進めるものでございます。

また、所有者が不明となった場合につきましては、法に基づきまして手続を進め、問題の解決につなげていくという内容でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） 大玉村空家等対策計画には、空き家等の実態を把握するため、平成 29 年度から各行政区や地域おこし協力隊と連携して空き家の実態調査を実施し、空き家の件数や目視による管理状況の把握を行い、65 件の空き家が確認できたとあります。さらに、令和元年度には、空き家の所有者や関係者に対してアンケート調査を実施しております。所有者を把握することができた 53 件に対してアンケート調査を実施し、36 件の回答があり、その結果、今後の活用の意向については、売却したい、また、は売却してもよいが 13 件、賃貸したい、賃貸してもよいが 4 件ありました。また、解体したいが 11 件となっております。今ほどの答弁では特定空き家と認められるものはなかったということでした、現時点では。

先ほどのアンケート結果では、解体したいが 11 件あります。空き家の所有者が空き家を解体したいと思っても、多額の費用がかかるため、なかなか実行に移せない状況もあるのではないかと思います。また、解体して更地にすると固定資産税が高くなるからとそのままにしているのかもしれない。住宅用地は固定資産税が最大 6 分の 1 まで減額されるという特例措置が平成 26 年度までは全ての住宅に適用されていましたが、平成 27 年度からは空家等対策特別措置法の規定により、適切な管理が行われていない特定空家に指定されると、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、空き家を放置しておく固定資産税が高くなる可能性があります。解体費用の補助をして

いる市町村もあります。本村でも老朽化した空き家の解体費用の補助を検討すること  
も必要なのではないのでしょうか。空き家の適正管理の促進をどのように考えるのか、  
村の考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 2 番議員さんにお答えをいたします。

空き家の関係につきまして先ほど申し上げましたが、管理につきましては、まずは  
所有者に第一義的な責任がございます。老朽化や破損状況の悪化が進行する前に、所  
有者等に対しまして適正管理の必要性を周知しまして、意識の啓発を行っているところ  
でございます。

また、空き家等を含む建築物の全般的な相談でございましたり、適正管理、活用、  
流通に関する体制整備を不動産団体等と連携しながら行っているところでございます。  
ご質問の解体費用の補助につきましては、解体後の使用目的等が本村の目的とする定  
住促進につながるものである場合におきましては、今後検討してまいりたいというふう  
に思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） 解体後の定住促進につながるものであれば今後検討していただける  
ということでした。

適正な管理により、解体することなく利活用ができれば何よりだと思います。しか  
しながら、実際に非常に危険な空き家があるのを私は目にしております。昨日の地震  
によるものと思われませんが、空き家の骨組みの一部が隣の家の庭先に大きく突き出し  
ている状況がありました。倒壊のおそれや、もし火災でも発生したらと近隣の住民は  
大きな不安を感じながら生活しています。先日は、2 月 25 日に喜多方で空き家が全  
焼したという新聞記事も見ました。大玉村空家等対策計画策定時に行った調査から数  
年がたっております。その後の実態調査は行っているのかどうか、もし行っていない  
とすれば早急に再調査を実施していただきたいと思いますと思いますが、考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（館下憲一） 2 番議員さんにお答えいたします。

空き家につきましては、随時、地域おこし協力隊等の協力を得ながら、調査のほう  
は随時進めておりますが、先ほど申したように、空き家は個人の財産でございまして、  
調査した内容は先ほども申しましたように六十何軒ございますが、中には当然空き家  
ではないということで、第三者が見て空き屋というようなふうに見えても、本人は物  
置として使っているとか、そういった細かい理由がありまして、諸事情がかなりある  
ようでございます。あとは、相続の問題とか、そういうものが非常にありまして、な  
かなか調査のほうも順調には進まないような状況になってございますが、住民の皆さ  
んからの情報を得ながら調査のほうは引き続き継続して行っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2番（渡邊啓子） 物置として使っている場合など、個人の所有物ですのでいろいろな状況があると思います。空き家の所有者が遠く県外で生活している場合など、なかなか適正な管理ができていないと思いますので、早急な再調査、対応をお願いいたします。

次に、本村の空き家バンクについて伺います。これまで何件の登録があり、売却や賃貸につながったものはどのくらいあるのかなど、空き家バンクの実績について伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 2番議員さんにお答えをいたします。

空き家バンク、これにつきましては、令和元年12月から施行されまして、令和2年度までの実績につきましては、登録件数が3件、うち同数でございますが売却件数が3件となっております。このため、現在の登録件数はゼロ件でございます、新規の登録待ちという状況になってございます。

以上でございます。

○2番（渡邊啓子） 現在の部長のお答えでは、登録件数が3件、売却が3件あったということでした。昨日も村の空き家バンクのホームページを見てみたのですが、売却済みのものが2件、売りに出されているものが1件掲載されていました。その1件も売却済みということでよいのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 2番議員さんにお答えをいたします。

今、お話ししましたのが、登録件数3件で、うち売却3件、大変失礼いたしました。売却が2件で、賃貸が最近決まりました。これによりまして、登録が全ていずれかの方向性で再利用が図られたという結果になってございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） ありがとうございます。

アンケート調査の結果では、空き家を売りたい、または売ってもよいが13件あったことを考えますと、もう少し登録してもらえる空き家があるのではないかと思います。登録を待っているだけでなく、空き家の所有者の方に空き家バンクへの登録を進める働き方がもっと必要なのではないのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（舘下憲一） 2番議員さんにお答えいたします。

空き家のほうの業務を取り組んでおりますが、やはり先ほど申し上げましたとおり、あくまで個人の財産でありまして、村のほうから率先して空き家に登録してくれというような状況はなかなか難しいところにあります。先ほども言ったように、やはり愛着があるために物置として使っているとか、そういう事情がありますので、単純に数字的なものでそれを空き家バンクに登録ということはかなり村としても慎重に取り組んでいかなくてはならないという内容でありますので、慎重に住民の方とトラブルに

ならないような方法で取り組んでいきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） 何人かの村民の方と空き家バンクについて話をしたのですが、え、大玉村に空き家バンクあったのという反応が多く返ってきました。空き家バンクがあることを知らない人が多いのではと感じました。例えば、本宮市ではこのようなパンフレットを作成しています。表紙には「あなたの空き家大丈夫ですか」と大きく書いてあり、全ページがカラーでイラストが豊富で一目で分かりやすいようになっています。内容は、何をどうしたらいいか分からない相続に関すること、空き家を放置したままだと起こる問題や危険性、適切な管理などについて書かれており、相談窓口の連絡先もはっきりと明記されています。参考にできる部分も多いと思いますので、空き家の利活用の促進や適正な管理を住民に伝えるために参考にされることをお勧めいたします。

さて、コロナ禍で地方移住に興味を持つ人が増えています。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてテレワークやオンライン会議の導入が進んだことで、必ずしも首都圏に住まなくとも仕事ができることが分かりました。ウイルスだけでなく、地震などへの不安、また、子育てするなら地方で伸び伸びと考える人が増えています。昨年の9月にはこのような「コロナ移住のすすめ」という本なども出版されています。都市を脱出し、豊かに暮らす地方移住の時代が始まる、働き方・暮らし方の概念が変わった2020年、都心のオフィスはもう要らない、これからは好きな場所で好きな仕事をする。2020年代の人生設計ということで、コロナ移住をされた方の事例が数多く紹介されています。

地方移住というと、以前は定年後に地方移住してのんびり暮らすというイメージが強かったのですが、最近は若い世代の地方移住希望者が増えているということです。昨年、内閣府では全国の約1万人を対象に新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識、行動の変化に関する調査を、5月末から6月にかけてと12月の2回にわたってインターネットで実施しています。それによると、働き方、ワークライフバランスの意識の変化により、感染症拡大前より生活を重視するようになった人の割合が、第1回の調査では全体で50.4%、20歳代では60.8%、30歳代が56.4%、40代、50代、60代以上ではそれぞれ40%台で、特に若い世代で、仕事重視より生活を重視する人の割合が増えております。東京圏在住者の地方移住への関心の割合は、強い関心がある、関心がある、やや関心があるを合わせると、全体では31.5%なのに対し、20歳代では40.3%となっています。さらに、東京圏在住者で地方移住に関心がある人のうち、地方移住に向けた行動を取った人の割合では、20歳代、30歳代が他の年代より多くなっております。

移住に向けた行動の内容は、移住先での住宅情報を調べた、移住先での就職情報を調べた、家族と具体的な相談をした、移住先の学校の情報を調べた、移住のための相

談窓口を利用した、移住先を決定し引っ越し予定がある、引っ越しの資金集めを始めたと続きます。

地方移住への関心理由としては、人口密度が低く、自然豊かな環境に魅力を感じた、テレワークによって地方でも同様に働けると感じたため、ライフスタイルを都市部での仕事重視から地方での生活重視に変えたいためなどの理由が多くなっております。また、首都圏に住む非正規労働者の6割が地方移住に興味を持っていることが求人情報サイト運営会社ディップの調査で明らかになっています。

これらのことから、私はコロナ禍を移住者を増やすチャンスと捉えています。空き家の利活用を促進し、移住者を積極的に受け入れる体制づくりが必要と考えますが、村の考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 2番議員さんにお答えをいたします。

今言われるとおりだというふうに感じますが、例えば農業振興公社を立ち上げて、Iターン、Jターンを受け入れるとしても、これ居住、場所がなければこれ受けることができません。来た方に新しく新築しなさいなんということは無理なことなんで。これは、やはり中古物件を探して居住地を確保することは、もう絶対条件になりますので、これは急務だというふうに考えています。地域おこし協力隊等についても、やっていただいたり、改修のことも含めて検討いただいているんで、早急に庁内でも体制を整えて、再度の空き家の、利用できる空き家の確保というのは、これはしなければいけないというふうに考えております。

今まで、なぜIターン、Jターンとか、移住者が来なかったかという、職場あるんですよ。職場、二本松、郡山、福島。全部職場、勤め口はある。ただ、来ても住む場所がなかった。大玉村は幸いにも転出者が少なくて空き家がなかったんですね。10年前ぐらいにはほとんど空き家がなかったんですね。問い合わせがあっても、ありませんという答弁しかできなかった。今、徐々にできつつあるので、一つは介護で独り暮らしとか何かになって、介護で施設に入った家が、空き家があります。でも、これはやはり帰ってくる可能性がなくても、家族としては売却とか貸出しはできないと。こういう世帯はもういっぱいあります。

ただ、これが5年とか6年たったら、完璧に空き家になるのが増えてきますので、状況としては空き家は飛躍的に増えると。あとは、大玉は敷地が広いので、その中で家を新築して古い家を先ほど言った物置で使っていますと。これは、空き家調査では出てくるんですね。ところが、同一敷地内に他人が住むのは嫌だということで、やはり最終的に意思確認をすると、貸さないというようなものもかなりありますので、この辺についてもやっぱり働きかけとしては、意識改革をしていただいて、一緒に住んでコミュニケーションをとっていただくというようなことも含めて、これはこれからの村の政策を推進していくのには、住居の確保というのは不可欠なものになるというふうに考えておりますので、確保に努めたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） 今後の村の政策に期待いたします。

大玉村は自然が豊かで、農作物もおいしく、子育て支援も充実しております。このコロナ禍をチャンスと捉えて、大玉村の魅力を発信し、移住したくなる村づくりに力を入れていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、2 番渡邊啓子君の一般質問を打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後 1 時 3 0 分といたします。

（午前 1 1 時 5 5 分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後 1 時 3 0 分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 6 番佐原佐百合より通告がありました「LINE 公式アカウント運用で情報発信を」ほか 1 件の質問を許します。6 番。

○6 番（佐原佐百合） 6 番佐原佐百合です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告しました次の 2 件について質問いたします。

まず初めに、LINE 公式アカウント運用で情報発信をする件について質問いたします。

自治体からの正確な情報をタイムリーに得たい住民が増えています。コロナ禍において、急遽発表される様々な制度や施策をいち早く知る手段が求められました。近年、スマートフォンの普及とともに利用されている SNS の中でも、LINE は幅広い年齢層の人が多く利用しています。ここにいる皆さんもきっと登録していると思います。住民の皆さんが得たい情報をいち早く発信し、知っていただくために、自治体の LINE 公式アカウントを活用し、情報を発信する人材を検討できないか伺います。

まず初めに、（1）です。

コロナや防災関連、公式ホームページへのリンクなど、いち早く行政の情報発信ができることから、LINE 公式アカウントの運用を開始している自治体が多くあります。田村市や天栄村などでは無料の範囲内で運用をしています。情報を取得することが苦手な人にも素早く確実な情報が届きます。新たな情報手段として、本村での LINE 運用を考えられないか、村長の見解を伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6 番議員さんにお答えをいたします。

無料のビジネスプランで情報発信を行っている自治体によりますと、使い勝手が悪く、アイコンの制限や配信容量にも制限があるというふうにお聞きをしております。

一方、有料のビジネスプランにつきましては、公式ホームページと LINE の連携

が図られるため、作業が1回の交信で双方の交信が可能となり、事務作業の軽減となっております。これら導入において、経費が必要となってまいりますので、十分に費用対効果を今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 調べていただいてありがとうございます。

無料のものは使い勝手が悪く、有料であれば、経費を考えた上で作業の軽減などできるということを今、伺いました。特に災害情報伝達的手段として、ほかの自治体が利用していることが多く、私もちょっとほかの登録をさせていただいたり、やはり自分の職場であったり、自分の実家であったりという、すぐに情報を得たい手段として登録しているのですが、防災無線がなかったり、電話が停電で通じないときでもLINEは送受信が可能だと聞いております。

実際に、被災地ではLINEを活用したそうです。先日の地震のときも、多分きつと皆さん家族間でLINEで何か連絡、安否確認などしたのではないかと思います。防災無線や広報は全ての人に届くわけではありません。多くの人に情報を伝えるための手段としては、あってもいいのかなと思います。ただ、情報が多いと確かにブロックされたりとかするので、有料になると自分で必要な情報が得られるということで、本当に無料のものはただホームページにリンクするくらいで、確かに必要じゃない人もいるかもしれませんが、LINEを多く目にする人にとってはいいのかなと思うので、最初の取りかかりとしては、始まってみてもいいのかなと思いました。経費の費用対効果、その辺も今後ちょっと検討していただいて、より必要な情報が多くの方に伝えられるよう、これからはちょっと検討していただきたいと思います。

（2）番。

本村でも情報を伝えるための手段として防災無線や公式ホームページ、SNS等を活用していますが、スマートフォンの急激な普及とネットワーク環境の発展、利用の拡大で職員さんの業務量が増えているのではないのでしょうか。現状や課題などありましたら、お伺いします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

現状は、ネットワーク環境の発展によりまして、セキュリティ対策や情報管理などの業務量が増えております。これらに対応する研修も随時実施しておりますけれども、各種調査につきましても、メールの返信時間も短くなっておりまして、対応に係る業務が増大している現状でございます。

それぞれの手段で情報発信を行っておりますが、情報を受け取る方も様々であります。若い方、中堅の方、高齢の方など、情報を受ける時間帯や方法も多岐にわたっております。村からの情報発信は正確が第一であります。確実な情報発信が重要でありますので、早さより正確を基本に取り組んでいるところでございまして、受け取る方によっては満足できない状況があるのではないかなというふうに思っております。

不正確な情報により、住民の皆様へご迷惑と混乱を招くことはあってはならないこととありますので、基本に忠実な、正確な情報発信を今後も続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） スピードよりも正しい情報を伝えたいということで、それはもちろんそうであってほしいと思います。

セキュリティ対策で私が以前も提案したのですが、セキュリティ対策で一定の方しか更新できなかったりとか、私としては各課の人ができたらいいなと思ってはいるんですけども、他の自治体でもセキュリティ対策をしながらいろんな課の方が登録できる方法もあると聞いているのですが、その辺はこちらで一定の方に負担はかかっていないということでよろしいのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6 番議員さんにお答えをいたします。

今現在 107 名の職員がおります。このうち、一般行政職員につきましては 70 名強の職員がおります。全ての職員がそういった業務に携わるということになりますと、今ほどのセキュリティ関係、甘くなる場合がございます。

こういったことを考慮しまして、各課一定職員に ID、パスワード等を付与しまして、そういった限られた職員の中での運用管理を、今現在、行うのがベストではないかというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） 確かに、全員がやるといろんな大変な部分はあると思いますので、一定の職員さんが ID、パスワードを使ってやられたら、本当に軽減になるのかなと思います。

先ほど部長がおっしゃったように、正しく情報を伝えるというのももちろんなんですけれども、今、村でも公式の SNS は、ツイッター、フェイスブック、インスタグラム 3 つあると思うんですけれども、使い分けをしてみてもどうかと思います。

まず、公式ホームページと LINE を、今後有料でできるとして、そちらを軸にして、ツイッターは告知、フェイスブックは報告、インスタグラムは大玉村の魅力を発信するというふうに分けたら、使うほうも情報発信する皆さんも少し何かやりやすくなるのではないのかななんて思って提案いたします。

何でもかんでもではなく、どのように村づくりをしていきたいかということを描けば、少しずつせっかくやったものをブラッシュアップして、同じ状態で全部載せるのではなくて、必要なものをどの SNS を使えばいいかということも今後検討されれば、少し皆さんの、私いつも SNS を言ってるので、やれやれという感じですがごく心苦しいんですけれども、そういうふうに使ってみてもどうかと思います提案いたします。

とはいえ、情報発信力が問われる昨今です。業務内容も進化していると思います。本村でも公式ホームページはＳＮＳを運用していますが、日本の人口の約半分の人が利用しているＬＩＮＥの運用はまだです。行政の情報を伝えるわけですから、先ほど言いたみたいに正しい情報を伝えるわけですので、誰でもいいわけではないと思います。職員じゃない、例えば、誰か外部の人に頼んでいいものでもないと思います。ですので、業務内容や雇用条件をはっきりと公表した上で、一般公募で情報発信できる人材を募集できないか考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6 番議員さんにお答えをいたします。

昨年から様々な関係機関やウェブサイト等で募集を行ってまいりましたが、残念ながら申込みがなかったという現状がございます。コロナ禍でネットワーク環境に詳しい方を探すことが大変困難な状況であります。

したがって、令和3年度からは、職員に対しまして研修等を実施しまして、情報発信に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） なかなか募集をかけたけれども、人が集まらないということで、すごいご苦労されていたのは知っております。すごい毎回、本当に年に一度、必ず質問しようと思って言っていて、とても心苦しいのですが。

令和3年度は職員の研修に努めるということで、それは情報発信の部分を研修されるということだと思っておりますが、併せて国はデジタル化を進めています。今後は紙を使った行政手続はなくなっていくのではないかと思います。

住民の利便性だけではなく、行政事務の効率化や職員の負担軽減につながると言われています。ＬＩＮＥを運用する会社では、ＬＩＮＥで持ち運べる市役所を実現し、住民と行政の距離をより利便性の高い行政サービスができるよう、自治体の支援を行っているようです。運用前の説明会なども行っていると思います。

実際、私も自動車税はＬＩＮＥの電子決済でさせていただいております。郡山なんかもかなりＬＩＮＥ上でできるようになっていると思います。本村は、子育て支援など充実しており、大玉がよいと思って人が移住してきています。今後もデジタル化が進み、生活する上で便利な大玉村になれば、さらに人が集まるのではないのでしょうか。そのためには、先ほどの情報発信も含め、デジタル化を進める人材も新たに必要になるのではないかと思います。情報発信も含めてデジタル化について村長の考えをお伺いします。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 6 番議員さんにお答えをいたします。

デジタル化、情報化についてはおっしゃるとおりなのですが、本当に人材がいなくてですね。地域おこし協力隊3年も4年もやっても1人もいないと。それからあと、コンピューターの会社とか情報処理センターのほうに、ＯＢとかお産で辞めた方とか、

例えば在宅でもできるので、これは。勤務しなくてもできるものなので誰かいませんかというようなことまで含めてお願いをしています、見つからないと。

今、日本全国が今言われたようなものに取り組んで、行政だけではなくて、一般の企業のほうが採っていますので、人がいないと。企業でも人が集まらない状況の中で苦慮しているので。もうそれなら職員を、そういう専門の、例えば、1か月でも2か月でもそういう機関の専門学校等で講習会があるのなら、長期でも中期でも出して、人材育成を内部で図ったほうが早いんじゃないかというようなことも、先ほど部長答弁の中で話した内容です。外で見つからなければ、内部で人材育成をするしかないだろうということも含めて、検討していきたいと。これは本当に見つからないと。

それと、もう一つは、人材として、職員として採用した場合に、一生それだけやっていけるのかということもあります。役場の場合、異動がありますので、完全に専門職としてその人材を雇ったときに、日々進化するデジタル社会についていけなくなるんじゃないかというようなこともありますので、ある程度、期限を切って頼むしかないという特殊なものもあります。通常のコンピューター会社も、40代くらいでもうプログラムは組めなくなるというようなこともありますので、職員として採用するのなかなか難しいという中ですので、苦肉の策として、そのような方法も取れないかなということで、研修先の今、調査をしているところです。

以上です。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 本当に、人材を見つけるのは大変なご苦労があるんだというのは、すごくいつも分かっています。

最終的には、職員で研修をするという方向になったということなのですが、近くの磐梯町では今、デジタル化にすごく取り組んでいて、ちょっと向こうの議員さんに聞いたら、やはり職員さんや地域おこし協力隊ではなかなか難しいと思います。ただ、今、議員さんたちも一緒にデジタル化に向けて、村内の方に理解してもらえるように、役場職員、役場自体もデジタル化についていけなくて、住民の方にも理解できないからこそ進めるんだということでやっているようです。

新しい取組をすぐにできるかというのと難しいと思うのですが、磐梯町は、やはり先ほど村長が言ったみたいに外部の方、有識者の方を毎月呼んで、Z o o m上で会議をしたりということをやっているようです。でも、何かマイナンバーカードも100%にするとか、村長の政策提言らしいので、ちっちゃな村なんだけれども、ちっちゃな村のメリットを生かして頑張ると頑張っていらっしゃいました。

一般公募まではいかないということで、何か一時期、ああ、何かやれるのかなと思ったら、ああ、こういうふうになってしまったかと。次に私もデジタル化とか情報発信について、どういうふうに提案していこうかなとは思っているのですが、決してSNSとかデジタル化になっても人の交流がなくなるわけではないと思います。ぜひ、いいものはできるところから、先ほど言ったみたいにブラッシュアップしてやっていただいて、ぜひ今後の第5次総合振興計画の策定の中には、何か前向きな方向で参考にして

取り入れていただき、村民に日本一近い村政を実現していただきたいなと思いながら、この質問は終わります。

次、2番目の質問です。地域の空き家を価値ある資源にということで、先ほどの質問と重なる部分もありますが、お付き合いください。

総務省の調査によると、全国の空き家数は右肩上がりに増え続けています。また、毎年おおよそ80万戸以上の新築住宅が建てられ続けていることから、住宅ストック数が世帯数を上回る家余りの現状を生んでいるとも言われています。日本は、耐震性の観点からも新築物件を好む傾向が強いそうです。また、古い家を解体するのにはお金がかかり、更地にすると固定資産税が高くなります。そのため、住む人がいなくなった家は、空き家のまま放置されるということが多いそうです。

人が住まなくなった家は老化が早いため、ますます売れにくくなるという悪循環にもなります。うちのほうの地区でも、これからどんどん空き家になるであろうと思われるところが増えていきます。本村でも便利な場所に新築住宅が増え、人口も増えている一方で、空き家が増え、人口が減っていく地域もあります。空き家は個人だけの問題ではありません。環境の悪化や犯罪の温床になることも考えられ、地域にとっても不安の要因にもなります。空き家の早期活用で価値ある資源にするために、次の質問をいたします。

空き家を具体的にどうしていいかわからず、放置している方も多いと思います。国が空き家対策の推進に関する特別措置法を施行したことで、空き家所有者の責務が明確になりました。そして、本村でも「大玉村空家等対策計画」が策定されました。空き家にしない、空き家などを増やさないために「大玉村空家等対策計画」の村民への周知や空き家等の予防、有効活用に関する広報活動はどのように行っているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

令和2年3月に、チラシを全戸配布をさせていただきました。また同月に、空き家等所有者の方に対しまして、空き家バンク登録の案内を行ったところでございます。そのほか、ホームページ及び令和2年8月号広報紙へそれぞれ掲載をしまして、村民の方々への周知を図ってまいったところでございます。

なお、ほかの自治体におきましては、固定資産税等の納税通知書の裏面を利用しまして、それらの効果が上がっている例がございますので、今後も検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） まさに提案しようと思っていたことを先に言っていました。

先ほど言ったように、伝わりやすいチラシももちろんだと思います。先ほど言われたように、固定資産税の納付書の封筒の裏に印刷して配布すると効果があったという報告も、私のほうも調べさせていただきました。

確かに、人を選ばず全員に配布されるので、その中から気がついた人が1人でも2人でも登録というか、関心を持っていただければ、いい方法なのではないかなと私も思っていましたので、ぜひ次年度、試してみてもいいかなと思います。

次に、空き家の問題は、今、自分には関係ないと思っても、何らかの理由で思いがけなく自分が空き家の所有者になる可能性もあります。空き家になる前に、今から自分の家について考えることも大切だと思います。空き家等を含む住宅建築物に関する全般的な相談や空き家等の適正管理をはじめ、活用、流通に関する相談体制はできているのか伺いたします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

まず、令和元年12月に公益社団法人福島県宅地建物取引業協会と空き家バンク事業に関する協定を締結させていただきました。これらは、専門的知識により空き家の解消に努めるべく、相談等を行っていただいております。

また、2番議員さんのご質問にも答弁させていただきましたとおり、これら多岐にわたる問題等が予想されますために、相談内容により関係各課と調整を図りながら対応をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 建物取引協会さん、専門の方に相談に乗ってもらっているということなのですが、その相談内容によって各課と相談しながら進めているということなんですけれども、相談だけでなく勉強会というか、貸す場合はこういうことに注意したほうがいいよとか、こういうふうにすれば貸せますとか、売の場合はみたいな、実際に今、空き家を抱えていなくても、何かそういう勉強会みたいな講習会でもいいんですけれども、それを少人数でもいいので、時間はかかるかもしれませんが、少しずつ村民の皆さんに啓発するような勉強会みたいなのもやっていただけると、時間はかかるかもしれませんが、いつもそこに行けば、ちょっと悩んでいることが勉強できるというのが、相談だけではなくて、そういう事業ができないかなと思っております。

実際、私自身も貸したいなと思っているんですけども、どうしたらいいのかなという思いもあるので、まだ空き家ではないけれども、今後自分の子どもたちのときになっちゃったらどうしようみたいなのところもあると思うので、空き家になる前の対策として、相談だけではなく、勉強会などみたいなのは考えられないでしょうか。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

今現在、先ほど申し上げましたとおり、宅建協会、これ専門的知識を持った方々への相談をさせていただいているというのが現状でございます。今現在の相談件数は3件ほどあったようにお聞きしておりますけれども、これも先ほど申し上げましたとおり、それら抱える問題といいますのが、かなり多岐にわたっております。今、6番議員さんおっしゃいましたとおり、将来にわたって賃貸なり売却、そういったことをしたい

んだけれども、どうしたらいいのか。あとは、今所有者が例えばお父さん、それを相続するにはどういうふうにしたらいいのかとか、いろんな問題を抱えていらっしゃる方が多分いらっしゃるというふうには思われます。

これらを1つの講座として講習会として実施するには、かなり回数も多く必要となつてまいりますので、こういった宅建業者さんとの相談について、改めてご案内を申し上げますというような形で今後進めるのが一番の流れかなというふうには思っておりますので、さらなる広報の活動のほうに努めてまいりたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） いろんな多岐にわたっての課題もあるということで、私もお世話になるときが来たら行ってみたいと思います。

（3）です。

移住を希望される方が、新しい地域に引っ越すことはとても大変なことだと思います。空き家の持ち主にとっても資産に関する重要なことです。両者とも様々な不安を抱えていると思うので、相談は専門家の方が相談してくださるのかもしれないのですが、相談はミスマッチがないように会話を大切にしなければならないと思います。利用可能な空き家などについては、所有者と利用者とのマッチングを誰が行うのか、今の専門の宅建業者なのか、また職員さんも多分きっとやっているのかと思うんですけども、そちらの対応はどうなっているのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

現状を申し上げますと、村は物件の情報提供のみを行っておりまして、交渉でありましたり契約につきましては、現在関与はしておりません。あくまでも交渉とか契約関係につきましては協定を締結しております資格を持った宅建業者が行うというのが原則でございますので、現状はそういった形で実施をしているところでございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 役場のほうには、相談ということで物件のご紹介、その後、宅建業者のほうということなのですが、何人かから、どうしても断られる人って自分に有利なふうに多分解釈してしまうんでしょうけれども、ありませんと言って電話切られたとか、そういうふうな感情になってしまう方もいらっしゃるようです。ぜひ専門業者の方にも、きっと多分寄り添ってお話は聞いてくださっていると思うのですが、その辺も職員さんのほうでも確認していただいて、十分に努めていってほしいと思います。

では、空き家等の市場流通を促進しながら移住定住促進につなげ、地域活性化をどのように図るのかということを、空き家バンクもその一つだと思うんですけども、そのお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6 番議員さんにお答えをいたします。

現在、大玉村の担当でございますけれども、空き家と移住・定住の担当が同じ政策推進課内で行っております。このため、十分連携が取れておりますので、両事業を促進することによりまして、空き家に移住していただければ、地域の活性化にもつながると。また、環境保全や防犯の面でも良好な状況であるというふうに思っております。また、移住された方々におかれましては、地域住民とのコミュニケーションがよくなるように、村や地域の情報を事前に共有していただくなどの方策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） 政策推進課のほうで、空き家と移住・定住のほうをやっているということで、連携が取れており、地域の活性化に向けて取組がされているということで、先ほども言ったんですけども、もともとある地域にやはり入るということは、すごい大変だと思います。

私のほうの地域も、やはり家と畑はあっても、多分ここに来るのは大変だろうなと思うところもありますが、ぜひそういうところを地域で支えたいなとか、支援したいなと思っているところもあります。なので、移住希望者の方の相談役として、ほかの自治体なんかでは団体や、あとは空き家バンクサポーターみたいに、何かその後のフォローであったり、もしくは地域に、ここ空き家になりそうだよとか、情報を提供してくださったりといういろんな制度を取っているところもあります。なので、ぜひ空き家バンクに登録することがいいのかどうかというのは、またちょっと悩むところではあるのですが、ぜひ地域の方にも協力していただいて、何かできるような施策もあったらいいのかななんて思いますので、ご検討されてみてはどうでしょうか。

次の質問なのですが、私、空き家バンクの登録はまだ少ないと思いますが、私も個人的に大玉村に引っ越したいんですけども、よい物件はないですかとか、あと畑つきの家を探しているんですけどもと言われても、あそこ空いているんですけども、誰が持っているかが分からないなということで、私も2件ぐらいちょっと保留にしているところもあるのですが、先ほど、前の質問でも、登録数は少ないけれども把握はしているみたいな感じだったんですが、ただ、細かくは、正確には把握していないと思うんですけども、空き家の実態調査や情報提供によって把握した空き家などは、どのように管理されていて、私みたいに誰かから問合せがあって、住民の方が、どうしたらいいんですかと来たときにはどういう対応をされているのかをお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6 番議員さんにお答えをいたします。

まず、空き家バンク登録、これは、把握しました情報が空き家バンクに登録された場合は、ホームページ等において情報を掲載して、希望される方に情報を提供するという流れになってまいります。ただ、空き家調査を行った上で、かなりの件数は空き家情報としては持っておりますけれども、あくまでも、これを公開していいですよと、

登録しますよという方についてのみこういった情報の掲載をします。原則でございます。

それ以外の方につきましては、先ほど村長のほうで答弁、一部申し上げましたけれども、やはり今、入院中で、今、介護施設に入っていて、戻ってくるときに家がないのではどうしようもないよという方もかなりいらっしゃいますので、そういったご本人の意思を尊重するのが、これは空き家バンクの登録の原則でございますので、それ以外については、なかなか周知の方法がまずはないというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） 本当に、ご本人の意見を尊重はすごいのもっともなので、本当に空き家問題って大変なんだと、この質問をしてもすごく思います。

そんな中でもう一つ、最後の質問なのですが、兵庫県の加美町では、新たに移住を希望している方がいても、空き家が不足しているために情報提供や移住者が入居する場合の受け入れなど、不足しているために情報が欲しいそうなんです。そのために、情報を提供した自治体、こっちで言うと区とか、あとは空き家バンクに登録してくださった方に、物件1件につき2万円交付したりとか、あと、ほかの地域では登録して1万円、あと契約が成立したら5万円みたいな、何かそういうのもありました。ただ、大玉村ではこれがどうなのかなと思うんですけれども、新たな定住人口増加対策のためには、そういういろんな情報を集めて考えることも必要なのかな。何か来る人に対する助成とかはあると思うんですけれども、空き家を登録する方とか提供する方など、地域の方への助成みたいなのは本村では考えられないのか伺いたします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6 番議員さんにお答えをいたします。

情報提供でありましたり地域の方々からのそういった情報提供、そういったものに対する助成ということでございますけれども、まず空き家につきましては所有者個人の財産であるというのが大前提でございます。また、把握している情報の中でも、かなり相続等で難しいというふうな案件もかなりございます。こういった正確な情報を発信する必要がございますので、いただいた情報をさらに精査をしまして、対応が可能かどうか検討してまいりたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） この質問を通して、本当に難しく、大変だということが分かりますし、皆さんもご苦労されているんだなというのもすごく感じました。

ただ、今は、家は今後もどんどん増えていくと思います。造成も増えていて、新しいおうちも増えていて、ただ、空き家をきめ細かく管理していこうと思うと、空き家になる前に把握することが必要だと思います。地域によっては、世帯主がお子さんの住む世帯に移られたりとか、あと、先ほど村長も言われたように入院中で今、家は空

いているとか、そんな感じで誰も住まなくなり、今後、家の管理方法を相談できる、そういう家が増えていく可能性もあるので、今後、家の管理方法を相談できる村という、そんな村になったらいいななんて思っております。

そういう家をうまく資源として管理できる、有効に活用させていただけるようになっていただきたいなとも思います。空き家は早期に活用することで価値のある資源、空き家になると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

村の最上位計画である総合振興計画や大玉村まち・ひと・しごと創生総合戦略ほか、各種個別計画との整合、連携を図りながら推進していくのだと思いますが、空き家の有効活用をしていただき、様々な交流のきっかけとなるような村、空き家を利用した村になることを願い、私の一般質問を終わります。

○議長（菊地利勝） 以上で、6番佐原佐百合君の一般質問を打ち切ります。

1番斎藤信一君より通告がありました「大作田1号線について」ほか1件の質問を許します。1番。

○1番（斎藤信一） 1番斎藤信一です。議長の許可を受けたので、さき通告した質問をしたいと思います。

大作田1号線について、令和元年東日本台風により、大規模な地滑りが発生して1年以上経過するが、現場は災害発生時のままである。災害発生から現在までの経緯を伺う。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

令和元年10月12日から13日にかけて本県を通過いたしました台風19号では、12日夕方から13日未明にかけて本村では日雨量203.5ミリを記録する激しい雨となりまして、その結果、斜面の不安定化により、長さ約130メートル、幅約80メートルの規模で大作田地内斜面崩壊が発生したところでございます。その後、発生直後10月15日には、国土交通省防災課の災害査定官に現場に緊急調査に入っていただきまして、この災害が表層崩壊か、それとも地滑りであるかの見極めをしっかり行い、それに応じた対応をするようにという助言をいただいたところでございます。

表層崩壊か地滑りかによって復旧に向けての日程、あるいは工法、こういったことが大きく変わることから、その後において専門家、今回の場合、日本大学工学部の教授お二人をお願いをしてございますが、現地確認を行っていただきまして、地形解析によりこの災害が地滑りであるとの判断結果を受けまして、滑り面や滑り範囲を特定すべく、専門業者による現地調査を継続し、併せてこれまでに専門家による3回の会議、さらには3回の国の防災課協議を行ってきたところでございます。

この間、令和2年1月31日には、地元の皆さんへの説明会も行っているところでございます。また、下流域の水田の耕作を可能にするために昨年の3月24日には、応急仮設水路を供用開始したところでございます。

現在までに、この地滑りの範囲については国交省の防災課より了解を得ております

ので、今後は滑り面の位置について観測した変位から客観的に整理し、今年できるだけ早い時期の直近の災害査定に向けて準備を行っている。現在のところ、そのような状況でございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） ありがとうございます。

住民説明会が令和2年1月31日に開催されたとのことですが、地元の人たちから、1回だけなのか、どうなっているんだ、どうなっているんだというお話をかなりいただきました。そして、開催場所も東部ふれあいセンターということで、災害発生している場所が、岩高辺りなのですけれども、そういう集会所に集めてやったりとか、地元の人がちゃんと聞けるような状況でやったのか。そして、1回開催したのはそれで十分だったのか伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

昨年1月31日の住民説明会、ご指摘のように、東部ふれあいセンターで関係者の皆さんにお集まりいただきまして開催をいたしました。その際にも、対策工事はいつ頃完了するのかの見通し、あるいは崩落した土砂は何でまだ撤去できないのか、それから通行止め解除できないのかと、それから用水路としての機能はどうするのかというふうな部分についてご説明を申し上げました。基本的な部分で、現段階、この説明会の時点と大きく状況の変化をしているものではございません。

したがって、私どもとしては、その説明会以降大きな状況の変化がないというふうに判断をしておりますが、住民の皆さんからその後どうなっているんだというふうなことがあれば、ご要望に応じて改めての書面での説明、あるいは説明会を開催するということも念頭に入れながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） ありがとうございます。

ぜひ屋敷の人たちとかにきちんと説明が行き届けるようにしてほしいです。あと、こっちのほうからもそういう要望のほうを伝えたいと思うので、よろしくお願いします。

次なんですけれども、さっきも説明があったんですけれども、仮設水路のほうを設置しましたけれども、言ったこと重複するかもしれないですけれども、何も変わっていないんですよね。土砂の量も当初より大分下がってきて、屋敷の人たちが自分たちで道路のところだけ土取っちゃうべとか、そういう話も出ています。そんな中で何とか、そういう手をつけるといういろいろな複雑なことになるから手をつけないでくれとは言ったり何だりはしているんですけれども、私の目から見ても、土砂を今取っちゃって、上の土がまた同じように落ちてくるとは思えないんですよね。

前も聞いたときには、何年かかかるという回答をもらったんですけども、土砂だけでも撤去できないのか。そして、田んぼのほうにも土砂のほうが進食しています。そして、その田んぼをやっている人も災害前に機械を更新したりとかして、当然、米等を育てて収益を取るためにそうやって設備投資した中で、自分の田んぼが使えない状況になっている。そういうのを踏まえて土砂の撤去が早急にできないのか伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

地滑りの末端部に当たります崩落土砂の撤去につきましては、今ほど 1 番議員さんお話しのように、私どもも同じような思いで、応急工事として何とか実施できないかという検討を行いまして、県と協議を重ねてきたところでございます。

しかしながら、福島県から道路上の崩落土砂を取り除いても地滑りの動きを加速させない。あるいは、道路上の崩落土砂が地滑りのいわゆるカウンター、おもしになっていることというふうな根拠のある説明ができなければ、地域住民の方の安全を確保できないということもあり、国交省の防災課でもそれは了解しないというふうな指導でございました。

本村としましても、これら土砂を取り除いた上で、さらに土砂が崩落するというふうな二次災害の発生というものが、この現場における一番最悪のシナリオだというふうに考えておりますので、安全性が完全に担保できない以上、応急工事については断念することとしまして、現場においては、下流域の水田の耕作を可能にする。先ほどご説明を申し上げました応急仮設水路の設置までを実施したところでございます。大変、耕作にも大きく大回りをしなければいけないとか、住民の皆さんに大変にご不便をおかけしている。これは重々承知をしているところでございますけれども、道路上の崩落土砂の撤去につきましては、災害復旧の工事までいましばらくお待ちいただきたくお願いを申し上げるところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） ありがとうございます。

次なんですけれども、完全復旧までの正確な年月を伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

災害査定、あるいはその後の状況というもので、不確定な要素がございますけれども、担当といたしまして、ここまでは、ここを目途にぜひやりたいというふうなことでありますが、今年のできるだけ早い時期に国の災害査定を受けまして、その後に工法等について地元の説明会から復旧工事の契約、これらまでを何とか今年中に着手できればというふうに考えてございます。

工事の完了につきましては令和 4 年度中、令和 5 年 3 月末を復旧工事完了の目標として設定をして進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） ありがとうございます。

あと、復旧工事に関してなのですが、当然すごい高額な工事になると思います。そのときの発注先というのですか。どういうふうを考えているのかお聞かせください。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

現時点で、事業費、工事費等を算出されているわけではございませんので、明確ではございませんが、通常の指名競争入札という形になろうかと存じます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） ありがとうございます。

ぜひ地元の企業が工事に携わられるようによろしくお願いします。

次の質問に移ります。

子どもたちの食育について。

保育所無償化、学校給食費補助等、子育て支援に力を入れている本村だが、子どもの好き嫌いや偏食、運動不足や肥満が多くなっていると聞く。上記のことから、幼少期の食育が重要と考え、質問をいたします。共働きの家庭が増え、朝、弁当を作る余裕がない家庭が増えています。給食のある保育所はまだよいが、幼稚園の実情を把握しているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 1 番議員さんにお答えいたします。

食育についてでありますけれども、食育といいますのは、学校でいうと知育、徳育、体育というようなことに大きく分けられますけれども、その基盤をなす大変大事なものだというふうに捉えております。

そうしたことから、幼稚園におきましても、健康な体と心を育てるために保護者と協力しながら望ましい食習慣の形成を図ることが大事だというように考えて様々な取組を行っております。保護者に対するアンケート調査、あるいは保護者との面談、そして弁当を食べる時間、お昼の時間の子どもたちの観察、そんなことを通しながら、子どもたちの食の実情について把握できるように努めております。

そういった中で、今ご指摘にありましたように弁当の量とか、あるいはまた栄養のバランス、そういったものについて課題のあるお子さん、家庭もあると捉えております。そこで個別のきめ細やかな援助、あるいはまた改善の方法、そんなことについて保護者と協力しながら食育の充実に努めているところでございます。

これからも園便り、あるいは、また個別の懇談、あるいはまた講演会、子どもたちの食の体験、そういったことを通しながら、食育の充実に努めていきたいと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一）　ありがとうございます。

個別のきめ細やかな援助とありましたが、私はＣＳ委員会のほうで参観のほうをしてきたときのことですけれども、先生たち、今言ったように子どもたちが食事を意識するようにいろんな工夫をして、いろんな取組をされていました。何人かお当番さんとかが前のほうに立って、今朝何を食べてきたのか子どもたちが発表していました。6人ぐらいいたのかな、そのクラスのときは。6人中5人がチョコパンとかビスケットを食べてきた。そういう回答でした。

これも先生とかのお話伺ったものなんですけれども、プラントとかで売っている同じ冷凍食品が、1週間同じものが入っている子どもだっているんですという。そうじゃない家庭も当然あります。そういうことをどういうふうに捉えておられるのか、そして、弁当肯定派の親御さんのほうからも、冬場は保温器のほうに入れてお弁当を温めます。なので、キュウリがちょっと茶色っぽくなってしまったりとか、それが原因で家でもうサラダとかを食べなくなっちゃったとか、そういう話とか聞くので、なかなか野菜を入れられないから、肉とか揚げもののメインのそういう茶色いお弁当になってしまうんだよねなんて話も聞いたりしています。そういうところをどういうふうにお考えなのかお聞かせください。

○議長（菊地利勝）　教育長。

○教育長（佐藤吉郎）　1 番議員さんにお答えします。

今、議員さんがご指摘されたようなことについても、一部そういう家庭があるというようなことはお聞きしております。何よりも大事なのは幼児期ですから、まずは保護者のご理解というか、食の重要性についてご理解していただくことが一番だと思いますので、先ほど申しましたような形で、栄養士を招いての講演会をやったという幼稚園もありますし、それから家庭に対する働きかけ、そんなことをこれからもきめ細やかに進めていきたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝）　1 番。

○1 番（斎藤信一）　ありがとうございます。

保護者のほうに、最終的にはそうなるかもしれないのですが、限界もあるのかなと。そして、それを行うのは幼稚園の先生たちだと思います。そして、とてもそこまでの余裕があるとは、参観のほうとかさせていただいたり、たまに顔を出させていだいたりしてもらっている中、思えません。やっぱり行政のほうも行政のほうで、何かしらもっと有効な手段を考えていかなくちゃならないのかななんては思います。

次になんですけれども、保護者に幼稚園の給食化についてアンケートを取ったりしているのか伺いたします。

○議長（菊地利勝）　教育長。

○教育長（佐藤吉郎）　1 番議員さんにお答えします。

幼稚園の給食化につきましては、先ほど11 番議員さんのご質問に村長がお答えしたとおりでございます。今の現状、今、小学校の給食のほうは本宮との共同の給

食センターで実施しております。その容量というのですか、幼稚園まで受け入れる余裕がないというようなことで、それができない状況にあります。

そういった理由から、給食化に対するアンケートは取っておりません。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） ありがとうございます。

保護者のほうからは、3 年保育説明会や支援センターの説明会と、事あるごとに給食施設の建設または併設という話が出ていると思います。そういう意見に対して、実際はどうかのかなという、そういう動き、行動というのですか、そういうのは、もう最初から給食センターを造るのは高額だから無理だ、そういうことに収まってしまうのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） お答えいたします。

先ほど来、村長が申し上げましたように、それから今お答えしましたように、給食センターを使つての給食ということしか今想定できないんですね。新たな施設を造るというようなことはちょっと難しいというか、非現実的だというふうに思いますので、幼稚園の給食についてはご家庭のご協力をいただきながら、園等でお願いしたいというのが今の考えでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） ありがとうございます。

次の質問なんですけれども、午前中の質問でも村長お答えいただいたんですけれども、村として幼稚園の給食化について、そして今、私しゃべったような実情に対して、どういうふうにこれから考えていくかお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 1 番議員さんに再度お答えいたします。

施設の面、それから金額の面、そういったことを考えますと、やっぱり給食施設を今の幼稚園に造るというようなことは大きな壁があるなど、そんなふうに捉えております。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） ありがとうございます。

次なんですけれども、村づくり株式会社等で週一、二回程度、野菜汁というか、具たくさんみそ汁などを提供できるような仕組みはつくれないのか。そして、一応、村づくりやアットホームおおたまのほうで調理をしている方々などからお話も聞いてきたのですが、お弁当のいいところは当然残したっていいと思いますし。そして、毎日じゃなくて何回か、そして、大山と玉井合わせて300 人の子どもたちがいますが、それを半分半分で、例えば曜日を変えてとか、そういう仕組みをつくることはできないのか、その辺の考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 1 番議員さんにお答えいたします。

ご提案の趣旨というか、考え方はよく分かりました。それで、いろいろ検討したんですけれども、これを実施するに当たっては学校給食法という法律がありまして、それに基づいた基準を満たす必要があります。詳しくは、学校給食衛生管理基準というのがありまして、そこの中には様々な基準が示されています。例えば、施設面、設備の管理に関する基準、あるいは食品の購入から選定、検収、保管、調理過程、配送などにおける基準。それから衛生管理体制に係る基準。それから日常及び園児の衛生検査についての基準等が載っております。これはかなり厳しいものがありまして、幼稚園で1 番議員さんがご提案されたようなことを実施するためには、これらの基準を満たす必要があります。

したがって、そういったことを考えまして、それからもう一つ考えなきゃならないのは幼稚園児のアレルギー対策というのですかね、食の。これ小学校、中学校では大変厳しくやっております。そういったことも考えていく必要がありますので、課題がたくさんあるというふうに思っておりますが、今後、その在り方について研究してまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） ありがとうございます。

ぜひ行政側には、できない理由を考えるわけではなく、できる理由をたくさん考えていっていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、1 番斎藤信一君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後2時55分といたします。

（午後2時35分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後2時55分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の一般質問の傍聴席で、手話通訳を行いますので、ご承知願います。

10 番須藤軍蔵君より通告ありました「美しい村の環境について」ほか1 件の質問を許します。10 番。

○10 番（須藤軍蔵） 議長の許可の下、通告いたしております質問を行います。

1 件目は、美しい村の環境についてであります。

これは、いつも追跡する一つの私のテーマであります。その一つ、大玉5 区地区内の字間屋場または又兵衛山でしょうか、ここに、道路の近くで産廃の処理場らしきものがあるわけですが、それには特に囲いもなく、原料が露出している状況の中で操業がなされているような状況にあるわけですが、これらの所有者はどこの方で、

また今日に至る経緯はどうなっているか。さらには、また、こうしたことに対する村として何か申し上げる点はないのか。これらも併せて伺いをいたします。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 10番議員さんにお答えいたします。

ご指摘の箇所でございますが、大玉5区の曲藤林道沿いにございます玉井字又兵衛山地内において、郡山市内の法人事業者が借りている土地、いわゆる借地ですね、こちらに金属類、プラスチック類を野積みしているということは平成29年に確認してございます。

その後、村、それから県北地方振興局、それと郡山北警察署本宮分庁舎と合同による現地確認等の調査を実施してございます。その後、事業者を交えまして協議を進めてございます。価値のない廃棄物なのか、また、価値のある有価物という言い方をするそうでございますが、それらによって見解の違いがありますものの、ある程度の処分は進んでおりまして、当時の山積み状態は解消されてございます。

現在は、廃プラスチック類が残されているということでございますが、今後とも県と連絡を取りながら、監視等を進めていくという考えでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） そうすると、そういうことについて特別な、村としては何かご注意を申し上げるとか、そういう時点ではないということですね。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 10番議員さんにお答えいたします。

県のほうでは、廃棄物処理法の関係で引っかかるか、引っかからないかというような観点での話になっておりますし、先ほど答弁の中で申し上げましたように、廃棄物になりますと当然そういった適用も受ける可能性もございます。

村としては現在、景観的にはあまりよろしくない状態ではございますので、監視等、定期的には続けていると。ただ、今後、県のほうでもそうした監視体制がございしますので、こちらといたしましては、県のほうの監視体制に乗ったほうがいいのかなと思ってございますが、これについても、今後協議を進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） この間、地震あった次の日かな、別な件でお話あったんで、その近くに行った。やっぱり前からあったのは分かっていたんですけども、風もすごく吹いていて、ビニールの類い、黒い、かなり散乱に近い状態だったなということだったものですから、何らかのあれが必要だなというふうに思ったものですから、お話を申し上げたところであります。

次に、小高倉の2畜産農場についてであります。

議会といたしましても、この農場については、環境調査は平成28年から継続して行って、昨年の令和2年7月21日に全員議員が出席して、第6回目を行ったところ

でありまして、その中で、皆さんご覧になっていると思いますけれども、議員派遣結果報告というのを行っておりまして、その中の後段では、議会としては近隣住民の環境権を守るために今後も農場施設の改善を、継続を求めていくと。

さらに、日本で最も美しい村連合加盟の村であることから、本村が農村の景観や暮らしが持続できるような、村が関係機関への協力を。そして、これらの指導の継続を求めていくようにというようなことについて、特に、この2つの農場についての稼働状況、あるいは周辺環境の状況などを把握して、措置を、指導を強くしていくようにというふうな要望をして、この報告として結んだわけではありますが、特にこの中で臭いの発生源、その対策、あるいはカラス等々の問題についての課題とします。

村としては、定期的に現地に指導、そして助言を行うこととしておりというふうにこれまでも述べられておりますので、私たちが行ってからも7か月経過したわけですが、その後、いつどのような定期的な指導、あるいは助言をされて、今どうした状況にあるというふうに認識されているかお伺いをします。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 10番議員さんにお答えいたします。

小高倉地内の2つの畜産農場ということで、まず養鶏場に関してでございますが、令和2年8月27日及び同年10月29日、県北家畜保健衛生所、県北地方振興局、それから役場3者により立入調査・指導を実施してございます。鶏舎の管理、それから鶏ふんの適正管理、堆肥から販売関係の指導は行っております。

現在、冬期間ということで、鳥インフルエンザ対策ということで現地の立入調査は、現在のところは行ってございません。もう1か所、畜産農場につきましては、県北地方振興局により処理施設の立入定期調査を令和2年12月に実施してございます。廃棄物処理に関して指摘事項はなかったと聞いてございますが、臭いのほうは相変わらず残っておりますので、こちらの軽減対策については継続しているということを確認してございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 指摘事項はなかったなんていう話なんだね、県の段階では。これは、課題として。

次に、農業施策の充実についてお尋ねをいたします。

まず最初に、原発の爆発事故から、ちょうど間もなく10年ということでありまして、福島県の農畜産物というのは、あれから非常に低水準に追いやられたというか、おとしめられたということで、実は農業大県である福島というのは、今朝だか、昨日の民報では大分戻ってきたなどというふうに書かれているけれども、低価格の中で戻ってきているという実態でありますから、そういう意味では、まだまだ問題だというふうに思うわけであります。

村長は、この件で村政執行の冒頭で、ここら辺については全体の立場からきちっと対策を取っていかなきゃいけないということを述べられているのでありますが、とり

わけ農業の問題、大玉にあっては、私個人的にも、やっぱり菌茸類とか、ホダ木使えないとか、あるいは特色のある山菜類が駄目だとかいうようなことも、強いいろいろな不満か不安を持っているわけでありましたが、こうしたことも含めて、農業の分野についての、10年たった今の福島農業の関係についての村長の思いというようなことについて、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えを申し上げます。

まず、再三申し上げますように大玉村の主産業、これは、やっぱり村としては農業が産業であるというふうに考えております。大変大きなダメージを受けました。発災当時から値段が下がるよりも、もう販売ができないという状況が長く続きまして、その後やっと販売が始まったら、市場の片隅で物がなくなったらやっとさばけると。なければ安い値段で買ったたかれると。最後には残ってしまうというような状況を越して、ここ数年で値段が大分発災前に近づいてきたというふうに言われておりますが、新聞では、消費者の反応は福島を買わないというふうにはっきり言っているのは8.1%でしたか、10%を切ったというふうに言われていますが、あれで、アンケートは自分でコントロールするんですね、解答を。私はそういうものはちゃんと理解していますと。買いますよというふうに答えるので8%、10%未満ですが、実際は2割とか、3割とか、まだ残っているというふうに理解して見ていました。それを、国・県なりが信じて、これだけ回復したんだなんていうことで、その数字を根拠に政策をやられたんではたまったものではないというふうに、あの記事を見て思ったところです。

10年たったということで、復興創生期間5年、5年なんて言っていますが、原発被害に5年も10年もありませんので、区切りはないというふうに考えておりますので、大玉村に限らず、福島農業の復興は、やはり生産者の努力だけでは無理な部分が多いので、やはり国・県、関係者、消費者も含めて、それを払拭するようなさらなる努力、これは当然必要だというふうに考えていますので、これから、機会あるごとにそのことはお話をしていきたいというふうに考えています。そして、それを補完するものとして、村の政策として、それをできる限りの農業支援を実施していくというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございました。

次に、2番として、この農業の振興公社設立に関わって幾つかお尋ねしますが、これまでいろいろと議論されてきましたが、特に、この前の議会では、いろいろ議論の中では質問も答えもすばらしい答えだけでも、一体中身は何だというのが伝わってこないというのが私の実感でありまして、それは意見、あるいは考えは様々ですが、私はそのように思いました。公社のあるべき姿というのばかりが前のめりになって、観光との絡みだ、学校との絡みだ、学術の絡み、建設業だなんていうふうに

言っているけれども、それ一体何の策との関係でというふうに思うんですね。

私はそこで、まず1つは、公社というのは会社をつくるわけですから。会社をつくるということは社員を雇用して、それを守り、利益を追求するというのは当然。そのお金は農家からもらわねっか公金だけでは成り立たないので。そうしたら、全部任せちゃうんなら百姓なんてやんないほうがいいというふうに私は端的に考えるのね。

そういう意味での公社というものの位置づけというものを、もう少し簡単に。もう少し何というかできないものかなというふうに思いますので、まず、その公社という、いろいろ議論の中で立派な、いっぱい出てきているけれども、農家の姿がその中から見えないんで、まずそこら辺について、簡単に。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

農業振興公社の考え方でございますが、現在、設立検討委員会において、その内容について協議・検討を進めているところでございます。公社という性格上、考えておりますのは、利益を追求していくというもののような考えではなく、この考え方、理念として、今、村の農業が抱える課題を解決していく。あるいは維持発展を図っていく。将来に展望の見えるような運営を図っていく。そういった村の農業、農家が将来にわたって持続可能になるために何が必要なのかというふうな部分をこの公社の根底に置くことが肝要であるというふうに考えてございます。

当然、村あるいは関係機関の負担を全て負うということにはいきませんので、ある程度、一定の収益を上げる事業というものは実施をする必要があるというふうに考えてございますが、あくまでも農家を持続経営していく中で、農家の方々が自分たちでは困難となった産業等の支援、あるいは新たな作物の試験栽培に取り組んでいく。そういったものも含めて、これらの農業振興公社が行っていく事業、これらを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） この話の中で1つ、そういう公社の議論の中で、農地の集積ということがうたわれているんですけども、これらについての手法は、農業をやる上での手法としては、全く農業を持続可能にするという意味からするとこれ真逆な政策ではないかというふうに思うんですね。

日本中でも、そういうことで、集積とか、先進地だと言われるところではやってきて、特に稲作だけでもやってきて、八郎潟をはじめとして、これ全国から集めて開拓に入って、そこをやったの何だというと、これ転換を迫られて、別なことをやれよということに今なっているんですよ。

そういう形なのに、大玉でも集積して何やんのということがあるし、農業は本来、田畑に携わっていてこそ農家であって、家族農業というか、持続可能な農業と言われるものであると思うので、そこと公社との関わりというのが私は少し疑問を持ったん

ですけれども、今回、村政執行基本方針で、ここは私の疑問が若干解けたんだけれども、具体的な施策として、持続可能な農業を推進するための各種支援と併せてというところで一回切っているんですね。併せて、振興公社のことについても触れて。じゃ、令和２年で触れているかということに触れていないですよ。

だから、私は、そこで今回はここで切ったので、これで私、昨日、質問をかなり入れ替えたんです。かなりこの部分は少なくなりましたから。これはこれで、そういうことをやりながら、公社のことも進めるんだということであれば、十分理解はできる場所なんですけれども、そういうことについての、ごちゃまぜになっていたという私自身の考え方の違いもあったことも事実ですね。

ただ、そういうことについて、本来ある農業は、そんなのがなくてもやってきたのね、細々ながら。そういうものを大事にするという意味があったわけなんですけれども、すっかり任せちゃったら農業ではないんですね。だから、そういうことで、じゃ、任せた結果、手取りどれだけ残ったんだと言うと、半俵だって今はもらえれば御の字という状況ですので、農業というものに在り方についての考えというのをやっぱりもうちょっと、深く公社をやる場合は、立派な名前いっぱい並べてあるけれども、そういうことの中では、百姓はどこに位置づけられているのかなというふうに思うところがあるので、この間の議会日より特にそういうことを感じました。

次に、農家の生産意欲を後押しをする施策の継続と、そして、さらには充実ということについてお尋ねをします。

これまで、機械の共同利用の整備事業をはじめ有害鳥獣対策、あるいは電柵設置補助、狩猟免許等々、それから道路改正法に伴うところのトラクターの免許の助成制度。非常に農家の希望と、それから気分に沿ったというような、そういう、私は押山村政の筆頭の政策かなというふうに思っているところであります。とりわけこの間聞いたならば、どれぐらい免許を取った人いると言ったら、約５０人だという。農家戸数は９００ぐらいになったけれども、実際は５００ぐらいかなというお話でした。５００というと、あと５０人取れば、５分の１ぐらいの人が何らかの形で恩恵に浴するわけ。この間聞いた段階では約５０人。だから、１００人になればどなくらいだと、こういう計算をしたんです。これほどすばらしい後押しはないと思うんです。

とりわけ後押しというのは何だと辞書で調べたら、後ろ盾となって応援をするんだと。これが後押しだと。まさに、これは押山村政の施策かなというふうに強く感じたところでありまして、さらにそういうことを推し進めていただきたいというふうに思います。

私も、この政策については非常にいいことだと思って、私も共産党の地方議員の１人でありますので、隣の市とか、あるいは県、そういうネットワークを生かして、このような要綱をファクスで送ったりして、ぜひ取り組んでくれというふうに言うておりますので、実際、問合せなどが来るかと思うんですけれども、ひとつ丁寧にお知らせをしていただきたい。それは村のＰＲにもつながるなというので、お願いをしたいと思います。こうした応援政策の一環として、次の点をお願いしたく提案します。

その1つは、コンバイン等の保守点検です。

これは大体、いろいろ程度によりますけれども、最低大体10万円ぐらいかかるそうです。それで、これもやっぱり長寿命化、今朝ほど村長言ったように、農業機械の長寿命化を図るという点では、やっぱり点検をすることによって、まだ1年もたせられるということもあるので、そういうものに対する、金額はいろいろありますけれども、そういうものに対する一定の助成というものがあればいいのではないかと。それも、ごく近所でやっている自治体がありますので、ぜひそういう要綱なども取り入れて、参考にして、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

それから、もう一つ、直売所の出荷に対する応援体制のやつで、これも今になってあれほどでかくなったから、いろいろ物申すのはおこがましい話なんですね。10人足らずで始まって、保養センターの軒下借りてやったのが始まりなんで、今2億の売上げだということになったら、ああしろ、こうしろなどと言うのはいかなものかなと私は思うんですけども、そこからやって、店頭でやっていく、今、その設立した人は存命なのは2人ですね。そのとき、いろいろ何回もお話聞きました。今日まで至ったという、これ大したものだなというふうに。だから、そこでは、これからお金をいっぱい取るべとかというのものもあるだろうけれども、そんなことではないんですね。先ほど言ったように、農業に携わって、それでできたものを出してということの一つの生きがいの部分もあるんですね。

だから、したがって、そういうものを引き続きやっていかれるような方向の応援が必要かなと。私、そこは応援というのは直売所の人が決めることだから、余計な口出しはするべきではないとも思っているんです。それで、会社の役員の副村長に聞くかなと思ったら、村長と書いておけば、用があれば副村長答えるからという、こういうお話でした。

やっぱり、そういうきちっとした自主的な組織の要望、歌の文句じゃないけれども、やっぱり村は、後になったり、先になったりして、応援する。そういうのが農業の私は基本だと思うんで、取りあえずは当面、今までの施策をきちっと継続していただくとともに、これらのことの点も少し考えていただけないかということを提案申し上げますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

現在、行っております様々な農業支援、これらにつきましては、今後におきましても、家族農業、あるいは意欲ある農家、また大規模化を目指す農家等々それぞれの立場で、引き続き持続的経営が可能となるような支援に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、お尋ねがありましたコンバインの保守点検でございますが、近隣、二本松市で現在実施をされているところでございます。これらにつきましては、市の単独事業として、補助率が10分の2、上限を4万円としまして、対象は認定農業者と、それ

から作業受託を行う農業者、いわゆる作業を請け負っている人、これらの方がコンバインの点検を行う際に補助します。整備、修理等については対象外というふうな内容ということでございます。これらの事例も参考にしながら、村内の農家について、どういった農業機械と支援が必要なのか、十分に調査・検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 10番議員さんにお答えいたします。

直売所の出荷応援でございますけれども、現在、村づくりの役員会でも度々議論になっております。なかなか生きがいを持って直売所に出していただいている方がだんだん高齢になってくるということも踏まえると、持ってくるもの、あとは回収するとき、大変不便を生じるときもあるというふうに聞いております。

こういった出荷の準備の回収、そういうものについても村づくり株式会社の中で解決できないだろうかということで、現在議論を交わしておるところであります。人員的にも少し必要になってくるわけではありますけれども、そういった形で、各農家を回りながら、タイムリーな出店をして、消費者の皆様に喜んでいただけるような品ぞろえを考えると、やっぱりそういう出荷の応援は必要だろうというふうに思っております。もう少し時間をいただければ、そういうような体制を組んで、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それぞれご答弁ありがとうございました。

そのようにして、農家を後押しするという施策をお願いしたいと思います。昔、二次構というのがあって、農協に事務局を置いて、トラクターを買って、結構若い人が代かきと田植と希望するところに行って、だーっとやってくれる。いわゆるお助けですね。そういうお助けの部分という程度のというふうに、私は、実は公社というのは、あくまでもそういう考え方だったけれども、やっぱりお助けをする、あるいはやる気になっているところを応援する、そういう引き続き農政というものによって、農家の人の意欲も引き出していくということが大事だろうということで、引き続きお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（菊地利勝） 以上で、10番須藤軍蔵君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後3時40分といたします。

（午後3時25分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後3時40分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） ここで議長からお諮りいたします。

議事進行上、本日の会議時間をあらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議

ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認め、会議時間を延長することにいたします。

8番武田悦子君より通告がありました「SDGsの考え方でどのような村づくりを進めていくのか」ほか1件の質問を許します。8番。

○8番（武田悦子） 8番武田悦子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告したとおり、一般質問を行います。

まず初めに、SDGsの考え方でどのような村づくりを進めていくのかについて伺います。

17の目標と、169の達成基準で構成されているSDGsは、2015年の国連サミットで採択され、国連加盟193の国々が2016年から2030年までの15年で達成するために掲げた目標です。この目標は、私たちの暮らしのあらゆる場面に及んでいます。「誰一人取り残さない社会を実現する」という理想にどのように近づいていくのか、私たち一人一人が考えて行動することは重要ですが、自治体がどう取り組んでいくのかが、さらに重要なことだと思います。目標を掲げるだけでなく、実効性のあるものにしていくためにどう取り組むべきか、これらについて伺います。

東日本大震災から10年、その余震と言われる地震が、2月13日の午後11時過ぎに発生しました。幸い大玉村では大きな被害がなかったようです。SDGsの目標11「住み続けられるまちづくりを」では、災害に強いまちづくりが掲げられています。包括的で、安全かつ強靱で、持続可能な都市と人間居住を実現するというのですが、防災や減災の課題は次に送るとして、今回は、災害が起こった後の対応として最初にやるべきこと、命を守るという対応について伺います。

災害発生時、自分で自分の身を守る。これは当然のことですが、自分で守り切れない人もいます。東日本大震災や今回の福島県沖地震発生時に、独り暮らしの方や高齢者世帯の方、障害を抱える方など、自分で守り切れない人の安否をどのように確認したのか伺います。

この13日の地震では、福島市の独り暮らしの男性が家財の下敷きになって亡くなったというのが後から分かりました。命を守るということは、何にも増して大切なことです。村の取組を伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 8番議員さんにお答えいたします。

過日の2月13日福島県沖の地震の対応ということでございますが、災害発生時の対応につきましては、人命を優先するという考え方の下、とっそく発生直後、安否確認、今回に関しては約80件行っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 80件の安否確認をその場で行ったということでございますが、この発生時の安否確認、これは最優先されるものでありますが、そのときではなくて、

時間が過ぎてから分かってくるということもあるんじゃないかなというふうには思っています。この支援の必要性、そういうものも時間とともに見えてくるのかなというふうにも考えます。自分だけでは解決できないこと、誰かの手助けが必要だと思っても、どこにどういうふうにつなげばいいのか分からない。そのようなことも出てくるのかなと。時間を置いての聞き取り、そのようなことが行われたのかどうか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 8 番議員さんにお答えいたします。

時間とともに見えてくる。まさに今回真夜中に起きた地震でございまして、当時、災害直後においては、なかなか全容等を把握することは難しいということでございました。その後、日にちは若干経過してございますが、先ほど質問にありましたように、今回の地震でお亡くなりになられた方がほかの市町村でございますがいらっしゃるということでございますので、改めて、そういった支援等が必要と思われる方々に、具体的に申し上げますと、現在、特に寝室を中心に倒壊するような、例えばですが、タンス類のようなもの、そういった危ないものをそのままにしてあるのか否か、そういったことを現在確認中でございます。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） この確認ですが、現場に出向いて確認をしているという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 8 番議員さんにお答えいたします。

現時点では、取りあえずの措置ということで、電話での確認を行ってございます。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 役場の職員には限りがございますし、特に災害時でありますと、いろいろな分野において支援が必要となってくるというふうにも考えます。

そこで、今回いろいろな場面で村長からも福祉の要という、社会福祉協議会のありようについてもお言葉がいろいろございました。そういう意味でも、社会福祉協議会の仕事づくりの一つというと、災害を待っているようでちょっと語弊はありますが、そういう意味からしても、社会福祉協議会が果たすべき役割、果たせるんじゃないかという役割もあるのかなというふうに思っています。

独り暮らしの皆さんの巡回訪問であるとか、介護保険を受けていらっしゃる皆さんの情報とか、社会福祉協議会ならではの情報網もございますので、そういう意味では、社協職員が災害時にも果たせる役割、これを明確にすべきではないかなというふうに思っております。これらについて考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8 番議員さんに、先ほどの地震対策について少し補足をさせていただきます。

今回、夜の発生だということで、電話で確認しましたが、なかなか高齢者は電話鳴っても出ない、耳が聞こえないという方も、多分、もう寝て、電話の音が分からなく

て出なかったという方もおられましたが、一番心配したのは、やはり倒壊の家具の下敷きになっているんじゃないかという心配をしましたので、2時半ごろ職員帰りました、担当職員。そして6時に集まって再度電話確認、もしくは現場に確認できなければ、その自宅を訪問してくれと、夜も訪問しているんですね。どんどん戸をたたいても起きないということがあって、次の日の朝電話をして、確認をし、そして電話の出ないところには直接訪問をして、独り暮らしとか老々世帯については確認をしたところですよ。

全員無事だったという報告を受けてほっとしたわけですが、その反省の下、やはり独り暮らしとか老々世帯の中には、タンスとか家具が転倒防止になっていない世帯があるんじゃないかということで、まず独り暮らしの高齢者から始めようということで、電話で今やっていますかということを確認しています。

それがなければ、商工会等の建設業協同組合等をお願いをして、実際現場に行っていただいて、そして村のほうで一部補助をしながら、転倒防止の施策をやっていただくということまで今考えて調査をして、始まったところです。

村内でも、やっぱりちょっと倒れて打撲の方もおられましたので、これについては打ちどころが悪いと大変なことになりますので、これも早急にやりたいというふうに考えています。あと社協の取組については、副村長のほうから答弁をさせます。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 8番議員さんにお答えいたします。

社会福祉協議会、これも2月13日未明の地震においては、事務局長も役場のほうに来ましたし、社協の介護関係の職員についても、当日どういう対応をしたらいのかということで出てきました。現場のほうに向かったという話も聞いております。その後の所内会議の中で、役場とか、社協というふうな縦割りじゃなくて、役場の健康福祉課と併せて、こういう地震があったら、社協の局長はすぐ役場の本部のほうに詰めると。

その上で、局長を通じて社会福祉協議会がどういうものができるのか、困った人とか世話を、必ずそういう人の手助けが必要な人というのはある程度、社協のそういう職員のほうが熟知しておりますので、そういった知識を基に役場の行政と社会福祉協議会、さらには民生委員協議会であるとか、地元の区長さん、組長さん、そういう方も踏まえながら即状況把握と、それから一夜明けたときの対応とかそういったものをマニュアル化して、そういうものを構築しようということで、先週の所内会議の中ではそういう計画を策定しなさいという形で、現在、社協の中で健康福祉課と協働で進めようというような形に現在なっております。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 多くの人が多くの目で支えていく、支援をしていくということが重要だというふうに思っております。社協の果たすべき役割であるとか、果たせる部分も大きいと思いますので、今後も期待したいというふうには思っています。

そして、災害時だけではなくて、平時でもいろいろな支援を必要としている人はい

ますし、コロナ禍で余計ほかの人との関わりが難しくなったというような状況もあるわけで、なかなかそれらの情報を一元化して支援にどうつなげていくか、そういうシステムを構築していく必要があるのかなと。先ほど副村長からもありましたように、社協なり役場なり民生委員、区長、組長までも含めた情報の一元化であるとか、そういうものも必要ではないかなというふうに思っています。

特に、コロナ禍でＩＣＴの活用というのがかなり進んでいまして、タブレットを高齢者に配って安否確認に使っている。そういうようなこともありますし、大学生と高齢者がタブレットでつながって、いわゆるお互いの世間話をしながら、お互いの状況を確認する、そういうような事例もございます。タブレットの活用は、今の高齢者の皆さんには難しいかもしれませんが、私たちが高齢になる頃には、今でも使っているわけですから、それなりに活用できるのかなというふうにも思っています。１０年後、２０年後を見据えたそういう取組もぜひ今から検討すべきだというふうに思っております。考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） ８番議員さんに再度お答えを申し上げます。

葛尾村でしたか、全村民にパソコンを配布して、そういうこともやっているところもあります。今どうなっているのか分かりませんが、やっぱりこの方法についてはいろいろな方法がありますので、タブレットを配って１日１回ぽっと押して元気だよと、なければこちらから問合せをすとかというようなことも考えられます。それともう一つは、警備保障会社等がやっている台所なら台所にセンサーをつけて半日なら半日、１日なら１日にそのセンサーが反応がないと、これは動いていないということが分かるので、すぐに通報が来ると。

これは家族が設置することが前提になって、かなり金額的にもかかりますので、その辺についても、やはり補助を出すとか、いろいろな方法があるのかなというふうに考えていますので、今いろんなＩＣＴの活用で方法がありますので、行方不明についてもＩＣＴの活用を今考えていますので、併せて検討したいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） ８番。

○８番（武田悦子） 次に、目標３「すべての人に健康と福祉を」について伺います。

昨年から、新型コロナウイルス感染症が広がる中、２０２０年は１１年ぶりに自殺者が増加しています。特に若者、女性の自殺が増えています。様々な要因があると思いますが、経済的な影響は大きいと思います。コロナ禍で経済的支援を必要としている人はたくさんいます。社会福祉協議会で、これらの皆さんに対して貸付金というものが行われております。これらの現状を伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） ８番議員さんにお答えいたします。

県の社会福祉協議会並びに村の社会福祉協議会のほうでの委託事業として、まず県の委託事業であります生活福祉資金貸付事業と、村社会福祉協議会事業の生活援助資

金貸付事業、こちらの2つの貸付事業がございます。

今年度の利用状況につきましては、生活福祉資金活用事業につきましては、無利子のものですけれども相談件数が35件、そのうち新規貸付けが29件、1月末現在の数字でございますが、貸付け合計で43件が継続ということになってございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） これらについては、村でも様々な支援が行われてきました。経済的な支援はもちろんでありますが、精神的な支援、これも大変重要だというふうに考えています。

村でも昨年、相談窓口開設、これらにも取り組んできましたが、これら様々な支援策について、これまでの状況、さらには、これから行う予定の支援策について伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

まず、村で今後行う実施予定の支援策につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。今後行う予定の主な支援の内容と概算の金額について申し上げます。

まずは、継続して実施しております中小企業経営持続化給付金、額にしますと予定が1,180万円を予定しております。2つ目が畜産と果樹を対象としました農業経営持続化支援金、額にしまして510万円。3つ目が学校施設等を含めました公共施設と手洗い自動水栓化、これが2,560万円。4つ目が給食費助成を5割まで引き上げる経費としまして1,267万円。5つ目が中学校生徒等を対象といたしました図書券購入助成、これが537万円。6つ目がワクチン接種のためのタクシー利用等に対します高齢者支援、これが1,170万円。7つ目が保育所の保育料の無償化経費としまして、約910万円。これらが主な支援の内容でございます。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 8番議員さんにお答えいたします。

確かに、ご指摘のとおり自殺というのは大きな問題、社会問題化して、大玉村でも決して小さな問題ではないというふうに認識してございまして、村としては全村民を対象としたところの健康相談、現在実施しておりまして、専門の臨床心理士が相談を受け、その後、場合によっては治療をつなぐといったような対策をやってございまして、引き続き事業を実施していきたいと思えます。

また、子育て世帯の助成に対しまして、子育て世帯包括支援センターの業務の中の1つとして、女性、子育てに対する悩み等への相談、それから赤ちゃん訪問などでの相談に村保健師が対応してございます。また産後鬱と言われている産後の鬱状態も増加傾向にありますことから、産後ケア事業というような、これは医療機関と連携しながら実施してございます、特に冒頭お話しいたしましたところの健康相談、かなり増加の傾向にございます。場合によってはカウンセラーを増やす、もしくは対面でのそういった相談が難しいなどという場合にはコールセンターといったことも検討してい

きたいなと考えてございます。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 大変失礼しました。8番議員さんのご質問で補足、もう一度させていただきます。

最後に申し上げました保育所保育料の無償化経費、これ大変申し訳ありません。第一子分の910万円だけ申し上げました。その他の経費、これらは一般財源、今までの経費につきましては臨時交付金等を活用したものでございますが、その他一般財源を投入した分を加えますと、保育所の無償化については2,000万円を超える額になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 確認ですが、畜産、果樹の部分で510万円というふうに私聞こえたんですが、午前中800万円と言ったような気がするんですが、それは新規の部分だけで510万円ということですか。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんに再度お答えをいたします。

午前中800万円程度と申し上げております、課長のほうで。これにつきましては、現在取組中のものも含めて800万円、新規、今後令和3年度といいますか、今後取り組むものにつきまして510万円というふうな形になります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） ありがとうございます。

自殺対策についてですが、先ほども、こころの健康相談、コールセンターなども検討したいというお話がございました。スマホのそれこそLINEを活用した相談窓口というのもございます。一覧の、昨日見たチラシのあれは村で出しているチラシですよ。それにもLINEのやつが載っていましたが、そういうふうにもっと幅広く相談できる窓口というんですか。こういう相談ですから、大変難しい、それこそ言葉一つでも難しい部分がありますが、相談できる機会であるとか場所、あとは人材ですか。この人材の部分が一番難しいのかなというふうに思っています。

なかなか年間2万人を超える自殺者、自ら命を絶たれる方がいらっしゃるわけで、去年は、前年比900人も増えているという現実から見れば、こういう対策にもっともお金をかけるべきではないかなというふうに思っています。村の令和3年の当初予算でも、精神保健の部分の予算97万円というふうに計上されております。それに対して、交通安全の部分だと260万円。それを見ただけでもお金の使う差が表れてくるなど。それ、交通安全対策ではお金をつぎ込んでつぎ込んで、そして事故の減少であるとか、交通事故で亡くなる方の減少という部分にもかなり寄与しているというふうにも思っておりますので、ぜひとも自殺対策にも村としてもお金を投入していただきたいという部分もでございます。

あとは人材の育成ですね。ゲートキーパーの養成講座等々もございます。ただ、それを受けて、現実どういうふうな支援が自分にできるのかということに立ち返りますと、なかなか難しいのかなと。1回講座を受けたぐらいでは、現実的に話を伺って皆さんの心に寄り添うことは難しいというふうに認識していますし、もちろん大玉村だけでできることではないというふうにも思っています。国や県、そして様々なこういう支援を行っている団体がございます。これらの団体ともつながって、いろいろな形で、特に人材の育成に取り組んでいただきたいというふうには思っています。これらについて伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8番議員さんに再度お答えをいたします。

交通安全との金額の差は、あれは反則金で県のほうから来るお金で、これでカーブミラーとかラインを引きなさいという金額で、実際、協会のほうに多分、分会とかに行っているお金は数万円で本当に申し訳ないもので、比較はできないということなのであります。そういう金額であるということをご承知いただきたいと思いますのですが、それから、あと実際、自殺の相談に役場職員に相談ができるかという、どこの誰だということが分かっけてしまいますので、なかなか名前を言わなくても、事情を聞いていると村では分かっけてしまうということなので、職員が相手を、窓口になるということは非常に難しいと思います。

例えば、講習を受けてきても、何かあったときにそれを生かすということになってきますので、ですからいのちの電話とか、いろいろ公的な電話のそういう相談体制がありますので、そういうことは何度も何度も繰り返し村民の皆様にお知らせをして、できるだけそういうものを活用してやっていただくと。もしくは、例えば専門家を何月の何日、保健センターに配置しますから相談してくださいというのも、これは不可能ですね。本当にもう死にたいと思ったときに相談できる体制じゃないと難しいので、その辺が現実的にどうなのかなという難しい部分がございしますので、当面はしっかりと相談窓口等について、今言ったLINEの電話番号とか、相談窓口を周知していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 私の言った人材育成というのは、もちろん職員も含めてですが、広く多くの皆さんにそういうものを学んでいただいて、やはり何かあったときの気づきに役立てていただきたい、という意味でのお願いですので、よろしくお願いをいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種、これらについて伺いたいと思いますが、医療従事者を最優先者としたというふうにしてワクチン接種が始まっております。次が65歳以上の方を対象にということですが、ワクチン接種、スケジュールは午前中の質問にもございましたので伺いませんが、様々な課題があると思うんです。特に、高齢の皆さんになれば、ワクチン接種自体をよく理解されていない方、今すぐ

にでも打ってほしい、そういうふうに希望される方、あと施設に入っていच्छやる方、入院していच्छやる方、在宅でも寝たきりの方、いろんな方がいच्छやって、それぞれに一人一人に事情が違ふと思うんですね。

そういう皆さんに、どのようにワクチン接種に対する周知を行っていった、これは義務ではございませんので、希望を取るということになると思うんです。それをどのようにして取りまとめていくのかなと。すごく問題がだんだん大きくなっていくのかなというふうに思います。先ほどの令和3年度のワクチン接種のタクシー利用のというものもあるようですが、移動手段であるとか、場所の問題であるとか、課題が様々あると思うんですが、今現在考えられている課題、そして、それらに対してどのように考え、解決していくのか、これらについて伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 8番議員さんにお答えいたします。

まず、課題ということでございますが、1番目といたしまして、ワクチン接種後の副反応に対する不安といったものがあると考えてございます。今までに経験したことのない種類のワクチンということでございますので、テレビとか新聞等での報道等にも相当なボリュームが割かれて報道されていて、ちょっとしたむくみ程度でも副反応ということの範疇に入るようでございますので、そういったものからでも副反応という言葉が出てしまっていて、可能性の情報、どうしてもクローズアップされてしまっている。そういったことで、接種を妨げる要因にもなりかねない。

安全性も同時に言われておりますが、どちらかと言えば、報道を見る限り、危険性のほうが何か多いのかなと個人的な考えではございますが、思っております。いわゆる正確な情報の提供と接種者の増加による集団免疫を獲得ということが鎮静化にはかなり有効だということもございますので、社会的な感染防止対策効果についての広報活動等についても努めてまいりたいなと思っております。

2つ目の課題として認識してございますが、ワクチン接種の体制構築でございます。これも先ほど別な議員さんの質問にもございましたが、広域的に接種を進める二本松市、本宮市、それから協力をいただく安達医師会とともに体制づくりを進めております。より進めていくということは同じ答弁になってしまいますが、これらを進めて実施計画を作成して、実施していくということになってございます。

3つ目として想定しておりますが、今ほどご指摘もありましたように、高齢者の方、当然移動手段のない方が、それ以下の方よりも多いかなと考えてございます。移動については、高齢者の移動、今までの議会等では福祉バス、デマンドタクシー、広域生活バスと言っている公共交通の利用ということが言われておりますが、やはりワクチン接種についてはそれがなかなか、それらを利用することが難しいのかなと思っております。有料ボランティアの運用とか、一般の業務で市中を走っているタクシーの利用等について、対策を検討してまいりたいなと考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8 番（武田悦子） やはり、ここで必要なのは相談できる人をつくるということかなというふうに思っています。

こういうときはどうしたらいいのかな、私はこうやりたいけれどもどうなのかなとかというごく簡単な質問から、本当に難しいものからいろいろあると思うんですが、やはりそういうものを聞き取りをできる体制をつくっていく。なかなか高齢者の意向調査というのはすごく難しいと思うんです。意向調査イコール申込みというふうに理解される方もいらっしゃると思うんですね。

受ける気があるのかどうかと聞かれたんだけど、しっかり受けるような順番待ちみたいな、いつ受けられるんだべみたいになってしまっても困るので、その辺を丁寧に相談できる窓口の開設が必要かなというふうに思っています。コールセンターにいろいろな申込みの委託をするという予算も出ておりますが、やはり村内の状況を分かっている方が相談に応じるというのがいいのかなというふうに思うんですが、その辺りはどのように考えていらっしゃるのか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8 番議員さんにお答えをいたします。

私は、一番有効なのは、ほとんどそういう高齢者の方というのは医者にかかっていますので、かかりつけ医がおりますので、これから、そういうかかりつけ医に電話でも、行ったときにでも、かかりつけ医に専門的な、私受けてもいいのかない、大丈夫ないというのは、やっぱり医者じゃないと判断できないということがありますので、かかりつけ医に相談をしていただくのが一番いいだろうと。国のほうでもそのように言っておりますが、かかりつけ医のない方については、やはり保健センター等に相談をいただく等で、それは体制を整えたいというふうに考えております。

ただ、集団接種でない個別接種の場合には、基本的にはかかりつけ医のほうに行っているのを医師会では今考えているようですが、病院に行っていない方がいるとは、高齢者は考えられませんが、そういう方については丁寧に役場のほうで話ししますが、あともう一つは、個人が受けたほうがいいよという、受けないと駄目だよと強く言うことができるかどうかなんです。副反応が出たときに、じゃ責任、おまえが俺に無理やり勧めたから打ったらこういう副反応出ちゃったんだと。非常に微妙な問題なんです。

だから個人が勧めることは、例えば地区の担当の方が、受けたほうがいいぞ、何だかんだ受けたほうがいいですよというのもなかなか言いにくい部分があります。ただ、一般的に勧めることは村のほうで、しっかり受けましょうねということ、これは勧めるつもりでいますが、微妙な副反応という、10 万人とか 20 万人に 1 人、アレルギー症状が出るというような状況ですので、心配はないというふうに私も思っていますが、どうしてもそこがクローズアップされてしまっているので、やっぱり一番効果的なのは、かかりつけ医に相談をしていただくというのが効果的かなというふうに考えています。

あとは、健康福祉課の中でしっかりと勉強をして、対策を講じて、誰が受けるのか、

保健センターに連絡していただくのかどうなのか、その辺についてはしっかりと対応をしていきたいと思います。何せ、安達医師会の医師が決まらなくて集団接種の場所も確保できないという状況の中で、今苦慮しているところではあります。

それから、意向調査については今のところ実施する予定はありません。勘違い、今言われたみたいに、意向調査イコール受ける受けないの意思確認だというふうに勘違いされても困りますので、これは接種券は、国の方針は一方的に送るということのようですが、その辺はしっかりとサポートしていきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 様々な、本当に細かいことから相談があると思うんです。不安がやはりあると思うんです。受けていいのかどうかという問題以前の問題がいろいろあると思うので、丁寧な相談援助業務をお願いしたいと思います。

この新型コロナウイルス収束、これにはワクチン接種と併せて、やはり検査の重要性というのがあるのかなというふうに思っています。二本松の柊記念病院であるとか、郡山の太田西ノ内病院であるとか、様々な病院、介護施設で、今クラスターが発生しています。本来なら下火になるはずの感染者数がここにきて伸びている。特に、柊記念病院とかで発症しますと、私たちにとっても、大玉村のみなさんにとってもすごく脅威だと思うんです。特に病院、あとは介護施設、そういうところで働く皆さんにとっては毎日が緊張の連続だというふうに思っています。医療機関や、そういう介護施設で働く皆さんには、やはり定期的な検査をして、広げない、そういうことが重要なというふうに思っています。

それぞれの会社なり何なりで行えば一番いいことですが、なかなかそこが難しいところかなというふうに思っておりますので、ぜひ自治体としても支援をすべきではないかというふうに思いますが、これらについて考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 8 番議員さんにお答えいたします。

P C R 検査の充実ということでございますが、現在の体制、安達地方発熱外来設置してございます。ただ、残念なことに現在閉鎖中ということで、再開のめどはまだ立ってございませんが、そういった措置をしておりましたので、直接医療機関を受診することなく、前段的に発熱者を中心にそういった機関に集めて診断をすることによって未然に、ある程度の効果はあったのかなと思ってございます。

現在は、それ以外の市内、いわゆる市中の民間病院におかれましても、発熱外来を標榜するような看板、それから専用でその方々を診察するような、専用のプレハブ的な別棟を建てているところも複数ございますので、現在、安達地方発熱外来は休診しておりますが、そういったところでの補完は可能かなと現在考えてございます。

それから、あと新型コロナウイルス感染防止対策として、大学等の受験、それから就職のために当時緊急事態宣言の対象となっていた 11 都府県を含めて、県外への移動を余儀なくされていた方々に対して、抗原検査キットを無料で配布してございまし

て、不安の解消に努めております。なかなか抗原検査キットはPCR検査と比較をすると精度が落ちる、もしくは偽陰性のほうの確率が高いというふうな、ちょっとPCR検査とはまた異なるような検査結果にもなるということでのお話はございますが、補助的な確認の手段としては有効なのかなと思ってございますので、これからもクラスターを発生させない、それから関連する部署の職員、村に関して言えば、村職員にも配布をしてございます。そういったことで罹患がないような体制を取っていききたいと考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） なかなかPCR検査、補助するというふうにはいかないかというふうにも思いますが、せめて抗原検査キットの配布の基準を拡大をしていって、多くの皆さんに安心をお届けできると、そういう体制をつくっていただきたいというふうに思います。

次に、目標1「貧困をなくそう」です。

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困をなくすために取り組むべきことは何か。昨年からコロナの影響で仕事が少なくなったり、失業したりという人が出ています。2019年の厚労省の調査では、世帯所得の平均552万円となっていますが、それ以下の世帯が全体の61%を占めると、こういう状況になっています。さらに詳しく見ると、200万円以下の世帯が約2割となる、このような結果があります。これは2019年の結果ですので、昨年2020年はもっとこの数字が大きくなっているのかなというふうに思っています。

特に、女性の失業が増えていると言われています。子どもの7人に1人は貧困であるとも言われ、ひとり親世帯では2人に1人が貧困だというデータもあります。ますます広がる貧困の問題、これら状況を把握されているのかどうか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 8番議員さんにお答えいたします。

女性、子どもの貧困等の実態ということで、村内の具体的な貧困の状態を把握するような調査、現在はそういった制度等ございません。ひとり親等に関しましては、各種手続の際に随時状況を確認し、場合によっては相談に応じるというようなことをしているところでございます。

村民全体の貧困状態につきまして、数字的にはちょっと難しいところもありますので、民生委員の皆様にご協力いただきながら、地区回りといいますか、日々の活動の中でそういった情報収集していただいて、情報把握していきたいと考えてございます。

また、コロナ禍によりまして、失業の状況ということで、ハローワークに若干紹介をかけさせていただきましたが、管内の求職者の状況については、コロナの影響による急増な上昇は見られない。例年とあまり変わらない状態ということを知っておりまして、コロナの影響による失業者が特に増えているといった状況は、今のところちょっと確認しづらいところではございます。ただ、社会福祉協議会の貸付け相談にお

いても、旅館業、それから飲食店等のサービス業に従事する方が失業には至らずとも、収入が減少して貸付けを利用したいと、相談に来ているという情報もございますので、これらの状況で経済状況が悪化している家庭が増えているということも考えられております。今後も情報収集と必要な支援を行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） コロナ禍で休職する人、そう増えてはいないという話ですが、仕事が減っているという人は確かにいらっしゃる、かなり厳しい経済状況にあるということも事実ですので、それらを把握する手段をぜひ取っていただきたいというふうに思います。

この貧困対策、特に子どもたちへの支援としてこれまで行われてきたこと、何かあるのかどうかというふうに伺いたいと思います。

子どもたち、朝食をまともに食べてこない子どもというのも現実にありますし、休みの日は3食なかなか食べることができないという子どももいます。給食が唯一きちんとした食事という子どもがいること、これらも現実であります。コロナ禍で今、各地で食料支援、子ども食堂、こういうものが大変広がっています。フードバンク、フードドライブ、このような形での支援も広がっています。特にフードバンク等々ですと、行政が行うにはかなり難しい部分もあるのかなというふうに思っていますが、何か工夫して支援できないものかというふうに思います。考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 8 番議員さんにお答えいたします。

昨年、村民全体に対してマスク等を購入する費用の一部としていただくために共通商品券、全村民に一律5,000円ということで配布しております。その際に、ひとり人親世帯の対策ということで、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭に対して、第1子目に1人当たり1万円分、それから、第2子目以降は1人当たり5,000円分を、最初の5,000円に上乗せをして支給しております。そういった形で、実態が把握しづらい中で一律の配布となってしまいましたが、そういったひとり親の家庭、確かに数字的にも、それから感覚的にも貧困度合いは強いのかなと思ってございます。そういった体制でやらせていただいております。

今後の取組ということで、前にも出ましたが、保育所保育料の第2子目以降を無料を第1子目まで拡大することとか、あと学校給食等の段階的な補助といったところで特則の対策を取り組む対策とはしておりますが、なお情勢の変化、それから今後の状態の変化も見極めながら、適切な対応をしていきたいと考えたございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） コロナの影響で親の収入が減れば、子どもたちへ大変大きな影響がある。これは小中学生だけでなく、高校生、大学生も同様です。

高校生の3割が鬱症状が出ている。このような調査結果もありますし、アルバイト

がなくなり、親の支援も少なくなり、大学を辞めざるを得ない。このような状況にある、そういう子どもも出ています。

大玉村ではこのような状況の把握は行われているのかどうか、さらには、子どもたちにきちんとした教育を受けさせる。「質の高い教育を受けさせる」、これがSDGsの目標の4になっていますが、学びたいと願う子どもたちに学ぶ機会をつくるためにも、ぜひ大玉村で給付型の奨学金をつくっていただきたい。これらについて考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 8番議員さんにお答えいたします。

今ご指摘がありました件でありますけれども、学びたくても学ぶことができないというようなこと、そういった実態に鑑みまして、村で給付型の奨学金制度をつくりたいというふうに今検討しております。来年度、3年度に基本設計と制度設計を行いまして、できたら令和4年度から支給を開始できるような形で今準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） ぜひ令和4年度、待ち遠しく思っております。

奨学金制度、大玉村でもできるということになれば、少しでも手助けになるのかなというふうに思います。先ほど質問した大学生、高校生辞めたというようなそういう情報を持ってはいらっしゃらないということでしょうか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8番議員さんに再度お答えいたします。

高校生以上になると、大学に行っているのか高校に行っているのかが把握ができないということもありましたので、前回2回にわたって、昨年度相談窓口を設置したり、電話で相談してほしいと、各大学のこととか、それから失業のこととか、雇い止めとかそういうことについての悩みごとがあったら電話してほしいということで防災無線等で再三呼びかけましたが、電話がないと、相談がないということで把握ができなかったということで、別な方法で把握する方法があるかどうかについては検討させていただくということになろうと思います。

今回の臨時交付金の中で、4月に予算化をする予定でおりますが、大学生については学業の一部ということで図書購入費の分として1万円を、申請式になりますが支給をして、少しでも足しにさせていただくということを現在やりたいということで計画をしているところでございます。高校生については5,000円ですが、図書の一部に使っていただくということで考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 少しでも子どもたちの学びに役立てるようなそういう方法を取っていただきたいというふうに思います。

次に、全ての障害者がその人らしく生きていくために必要なことについて伺います。

障害の差別をなくし尊厳を守ることは、国際的にも大きな流れになっています。

2006年、障害者権利条約が国連で制定され、2007年、日本が署名し、条約が締結されました。条約では、障害のある人もない人も同じように好きな場所で暮らし、行きたいところへ行けるという当たり前の権利と自由を認め、社会の一員として尊厳を持って生活することを目的としています。障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者雇用促進法など法整備が進んできましたが、条約の第2条で合理的配慮をしないことは差別になると決めているにもかかわらず、合理的配慮が進んでいるとは思えません。この点についてどのように感じていらっしゃるのか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 8番議員さんにお答えいたします。

様々な法律で、障害者でも障害がないそういった方でもひとしくそういった生活を送ることができるという基本理念、そういったものに向けまして、村でも同じように障害関係の計画等をつくっております。これは、どのように思うかということでございますが、全くご指摘のとおりで、同じような状況で均等な生活をする、具体的な均等な生活といいますと、ちょっと例示に難しいところではございますが、基本的な考え方としてはそのように考えてございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 誰もが生きやすい、そういうことは障害のあるなしにかかわらず、全ての人が暮らしやすい、生きやすいということでありまして、それには、まずお互いを理解すること、これがそこにつながる第一歩ではないかなというふうに思っています。

人にはいろんな人がいて、それでいいんだということをどうしていただくか、これが必要なことではないかなというふうに思っています。私たち一人一人が、それぞれに努力をして、いろいろな場面でそういう機会を持つことも重要ですが、行政がみんなに知ってもらうための努力、そういう事業を行う、こういうことも重要ではないかというふうに思っています。これまで、これらについて村が行ってきたことがあれば教えていただきたいですし、これから行おうとすることがあれば、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 8番議員さんにお答えいたします。

現在、村で策定している計画でございますが、障がい者基本計画、それから障がい福祉計画、障がい児福祉計画がそれぞれ3次、5期、1期といった併せ持った計画がございます。これは本年3月末が期間になってございまして、来年4月以降、第3次の障がい者基本計画、第6期の障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の策定を予定してございます。

いずれ、この計画におきましては大きな課題でございます5つの柱的なものを、5項目を基本目標に掲げてございますが、その中でも「相互理解の推進」、それから

「快適で人にやさしい環境づくり」といったもので目標を立ててございます。

いずれにしても、対象者のみの計画ではなく、障がいがない村全体の計画であるということを認識してございますので、障がいの有無にかかわらず、村民が相互に支え合う地域の構築といったものが目標でございます。具体的なものについては、今質問事項にございませんでしたのでちょっと用意できませんが、考え方としてはそのようなこととご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 障害者施策を進める上で、一番大切なのは当事者を抜きにしてつけないということであると思います。

今おっしゃられたそれぞれの計画、パブリックメントも行っておりまして、いろんな声が届いているのかなというふうに思っておりますが、施策に反映させる、どういうふうに反映させるかということです。さらには、今回、村政執行基本方針の中で「大玉村障がい者支援条例の制定を目指していく」というふうにされております。これは具体的にはどのような内容を考えていらっしゃるのか。また、条例制定には当事者の意見をどのように反映させる考えなのか伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8 番議員さんにお答えいたします。

障害にはいろんな障害がございますので、前から要望がありました手話条例ですね。そういうものについても検討してまいりましたが、やはり障害の、身体の障害、それ以外の精神障害、障害者には数多くの種類がありますので、そういう人たちが村民と共に生きるということで、共に生きられる村づくりという理念の下で総合的な障がい者支援条例を、できれば令和3年度中、後半になると思いますが、つくりたいなというふうに考えております。

そのためには、当然検討する機関というのが必要になりますので、庁内だけでつくれるものではありませんので、しっかりと意見を聞きながらやっていくと。ただ、条例で言いますと理念条例というものがありますね。努力目標だと。こういう理念で行くんだというのはいつでもつくられるんですね。努力目標ですから。そうではなくて、やはりしっかりと実施できる内容、大玉には大玉の力量がありますので、その力量に合っでできる範囲のものの条例にしたいというふうには考えています。

共に生きるという、その中で、例えばボランティアフェスでいろいろ触れ合いをやっています。それから、あと村内で障害のある方と村民の方が触れ合う、ふれあいデーみたいなものとか事業、かなりあります。それから、前から言っている障害者の雇用の場の創出ということで農福連携、これは1つのSDGsの第5次総合振興計画の中の大きなテーマになっておりますので、そういうことを含めて総合的に捉えられるような条例ができればいいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8番（武田悦子） SDGsの考え方の中では、誰一人取り残さない、これが一番重要なことでありますので、先ほどおっしゃっていただきました障がい者支援条例、これもお題目だけではなくて、しっかりとした中身のあるものにしてほしいというふうに思うところであります。

次に、追加質問に入ります。

大山地区に子育て支援センターを併設した住民交流施設を造りたい、その検討に入るというふうに基本方針の中では掲げていらっしゃいますが、どのような施設を考えていらっしゃるのか伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

施設の建設に当たりましては、まず場所につきましては今現在、大山小学校西側の駐車場を活用したいというふうには考えております。また、施設の内容につきましては、大山公民館は老朽化しておりますので、その代替施設としての住民交流施設、それと子育て支援センターを併設した施設を基本としまして、住民の皆様とのご意見等をお聞きしながら、内容の検討は今後進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） ですので、いつになるのか。というのは、まだまだ未知数な部分はあると思うんですが、これら具体的に、この辺までを目標にしたいというものがございましたらお願いをいたします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

現時点における今後の予定ということでご理解をいただきたいと思います。

まず、令和3年度に建設内容の検討に着手をさせていただきます。翌年令和4年度におきましては、検討内容に基づいた設計を行いたいというふうに思っております。そして令和5年度には、できれば建設のほうに着手できればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 先の長い話ではありますが、3、4、5、少なくとも4年ぐらい後になるのかなというふうに思いますが、この新しい施設ができるまで、現在の大山公民館を利用するということになるかと思いますが、この大山公民館、東日本大震災でもかなり被害を受けたというふうに記憶しておりますし、今回の地震でも被害があったというふうに聞いております。

今回の地震は、東日本大震災の余震であるというふうになっておりますので、いつまた同じような地震が起きるかも分かりません。このような中で、現在の大山公民館を村民の皆さんに使っていただいて安全だというふうにお考えなのか伺います。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 8 番議員さんにお答えいたします。

このたび先月の地震で多少被害が出たところでございます。それに伴いまして、今応急措置の工事を進めているところでございます。今後もそのような修繕をしながら使っていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 応急措置で賄い切れないものが起きたときにどうするのかなというのがすごく疑問でありまして、不安であります。

特に大山公民館、学校に近いこともあって、子どもたち、さくらカフェもありますし、高齢者の皆さん、子ども教室もあの場所で行われています。そういう本当に子どもたちから高齢者の皆さんまで集う場所が安心して使える場所になっていないとしたら、これは村民に対していかがなものかというふうに考えるんですが、安全だというふうに認識されているということによろしいんですね。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 8 番議員さんに再度お答えいたします。

大山公民館につきましては、軽量鉄骨の部分でございます。ある程度の耐震性等々、今使っていただく分には何とか耐えられるものというふうには考えてございます。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えをいたします。

耐震検査から言うと、検査をするまでもないということですね。鉄骨造りの場合は役場も含めて安全、地震に対する耐震性は数値上はゼロということなのですね。ただ、その施設を休止していいかどうかと言いうことです。村民の利便性と安全性とというふうに考えた場合に、もう少し我慢をしていただいて使っていただいて、今回のものについても躯体には一切影響がなくて、ちょっと建設当時のどうなのかなと思うようなところにブロックがありまして、それがちょっところっと壊れたと、転がったということと、あと天井が少し落ちたと。

これについては、大工さんのほうに確認をしていただいて、きちっと修繕前に点検をしていただいて、やるべきことについてはしっかりと落ちないようにやっていただくということで今現在おりますので、代替施設が最長で3年、これは財源の確保とか、設計も今半年、何か月かかかりますので、いくら短縮したくても、本当に数か月しか短縮できないという事情がございますので、できるだけ早く交流施設をできるようにしたいというふうに考えております。

あとは、安全のために避難訓練をきちっとやっていただくということも含めて、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 大山公民館に現在のところ替わる施設はないわけですから、致し方ないという部分もあろうかと思いますが、いかんせん安心して使うことができる施設

かな、どうかなという不安が残ることは事実でありますので、どのように安全を確保していくのかという部分に特に留意をしていただいて、これからの公民館運営に取り組んでいただきたいというふうに思いまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、8番武田悦子君の一般質問を打ち切ります。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で、日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後4時48分）